

第 3 次

所 沢 市 図 書 館 ビ ジ ョ ン

ー実現に向けての事業計画ー



所沢市立所沢図書館

第 3 次所沢市図書館ビジョンの策定にあたって

1冊の書物との出会いが、その人の人生に大きな影響を及ぼすことがあります。書物には人を未知なる世界へと導く力があります。数多の作品の中から、人生を変えるような書物に出会えるかどうかは、偶然かもしれませんが、書物を手に取ることから出会いが始まります。図書館は情報の宝庫、知の宝庫であります。書物との出会いの場所として、また、暮らしに根ざし身近に利用できる施設として、市民の皆様に寄り添いながら存在しています。



所沢図書館では、図書館のあるべき姿や方向性を示す指針として、「所沢市図書館ビジョン」を策定し図書館サービスの提供に努めてまいりました。第2次の計画期間である平成31年度から令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、図書館においても臨時休館や事業の縮小を余儀なくされました。市民の皆様にとって「居場所」が失われたことは、これまでに経験したことのない出来事であり、図書館の存在意義や役割について改めて考える機会となりました。

令和6年度をもって、「第2次所沢市図書館ビジョン」の計画期間が終了することから、図書館がさらに発展していくために「第3次所沢市図書館ビジョン-実現に向けての事業計画-」を策定いたしました。本ビジョンは、第1次から引き継がれてきた基本理念である「市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点」を掲げながら、今後の更なるデジタル化の進展に伴う図書館におけるDXの在り方や、SDGsに掲げられた持続可能な開発目標など、時代の変化への対応に向けた取組についても施策を示しています。

結びに、本ビジョンの策定にご尽力をいただきました所沢市立所沢図書館協議会の委員の皆様、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、アンケートにご協力いただきました多くの市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。今後とも、図書館サービスのより一層の充実のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

所沢市教育委員会

教育長 中島 秀行

目 次

第 1 章 所沢市図書館ビジョンについて

1. 「所沢市図書館ビジョン」策定の背景と目的	1
2. ビジョンの位置づけ	3
3. ビジョンの関連図	3
4. 図書館を取り巻く社会の動向	4
5. 所沢図書館の現状	6

第 2 章 第 2 次ビジョンの成果と課題

1. 第 2 次ビジョンの成果と課題	10
2. 総括	25

第 3 章 「第 3 次所沢市図書館ビジョン」の構成

1. 構成図	27
2. 基本理念	28
3. 運営の基本方針と 5 つの基本目標	29
4. ビジョンの推進に向けて	33

第4章 実現に向けての事業計画

1. 事業計画期間	35
2. 施策体系図	36
3. 実現に向けての事業施策	39
(1) 暮らしを支える	39
(2) 学びを支える	43
(3) 読書を支える	47
(4) 地域を支える	52
(5) 未来を支える	55

第5章 進捗管理と評価

1. 進捗管理 (PDCA)	59
2. 評価事項及び数値目標	60

資料編

・図書館法 (抜粋)	63
・子どもの読書活動の推進に関する法律	68
・文字・活字文化振興法	70

・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	73
・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 （読書バリアフリー法）	79
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	84
・令和5年度市民アンケート調査結果（抜粋）	93
・「第3次所沢市図書館ビジョン」策定経過	104
・所沢市立所沢図書館協議会委員名簿	105



所沢図書館本館

第 1 章 所沢市図書館ビジョンについて

1. 「所沢市図書館ビジョン」策定の背景と目的

平成 24(2012)年 12 月に改正・施行された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)」において、図書館は社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めることなどが規定されています。これを受けて所沢図書館では、平成 25(2013)年 3 月に「所沢市図書館ビジョン」(以下、「第 1 次ビジョン」といいます。)を策定しました。

近年、図書館を取り巻く環境は大きく変わっています。

第 1 次ビジョン策定時には、それまで図書資料等の貸出が中心だった読書活動の推進事業に加え、市民の課題解決を支援し生涯における学びを支える地域の情報拠点としての機能の充実が求められるようになりました。

その後、市民のライフスタイルが多様化していくのに合わせて、新たにまちづくりの中心となる図書館、賑わいを創出する場としての図書館などが現れ、市民からは「居場所」としての役割を求められるようになりました。さらに、スマートフォン等の急速な普及に伴い、デジタルメディアに対応したサービスの充実と機能強化の必要性が高まってきました。そして、これらのことを踏まえ、平成 31(2019)年には「第 2 次所沢市図書館ビジョン」(以下、「第 2 次ビジョン」といいます。)を策定し、新たな図書館像の構築を目指してきました。

ところが、このような中で新型コロナウイルス感染症が発生し、社会全体の活動が制限され、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしました。図書館においても、臨時休館やサービスの縮小を余儀なくされ、市民の図書館離れが進み、居心地の良い「居場所」としての図書館の構築が難しい状況が続きました。しかしその一方で、図書館に来館しなくてもサービスを楽しむ電子図書館等の非来館型サービスが急速に広がり、所

沢図書館でも令和 6(2024)年 3 月からオーディオブック、4 月から電子図書館サービスを開始しました。

今後においても、特にデジタル化の進展は顕著であり、DX^{※1}の進展が図られる中、新たなデジタル技術の活用が想定されます。

また、SDGs^{※2}においては、「誰一人とり残さない」という理念のもと、「4. 質の高い教育をみんなに」の実現を目指して、障害者サービスの拡充をはじめ、具体的な施策に取り組んでいく必要があります。

さらに人生 100 年時代を迎える中、生涯を通じた学習機会の提供や、子どもから高齢者まで、市民の身近な居場所としての図書館の役割がより一層求められています。

一方、子どもについては、デジタルメディアの普及に伴い、活字離れ、読書離れが叫ばれており、子どもの読書活動の推進に向け、学校、図書館、地域の連携を強化していくことが必要です。

これまで所沢図書館では、時代の変化に柔軟に対応し、市民の生涯学習を支える知識と情報発信の拠点として質の高いサービスを提供するための指針とすることを目的に、第 1 次ビジョン・第 2 次ビジョンを策定してきました。その中で、図書館に求められる変わらない役割として「図書館は市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点」という基本理念を掲げています。この理念の実現を目指すため「第 3 次所沢市図書館ビジョン」を策定するものです。



所沢図書館キャラクター「トベア」

※1 DX: (Digital Transformation) の略で、デジタル技術が生活やビジネスを良い方向に変革させることを指す。

※2 SDGs: (Sustainable Development Goals) の略称で、2030 年までに達成すべき 17 の持続可能な開発目標。

2. ビジョンの位置づけ

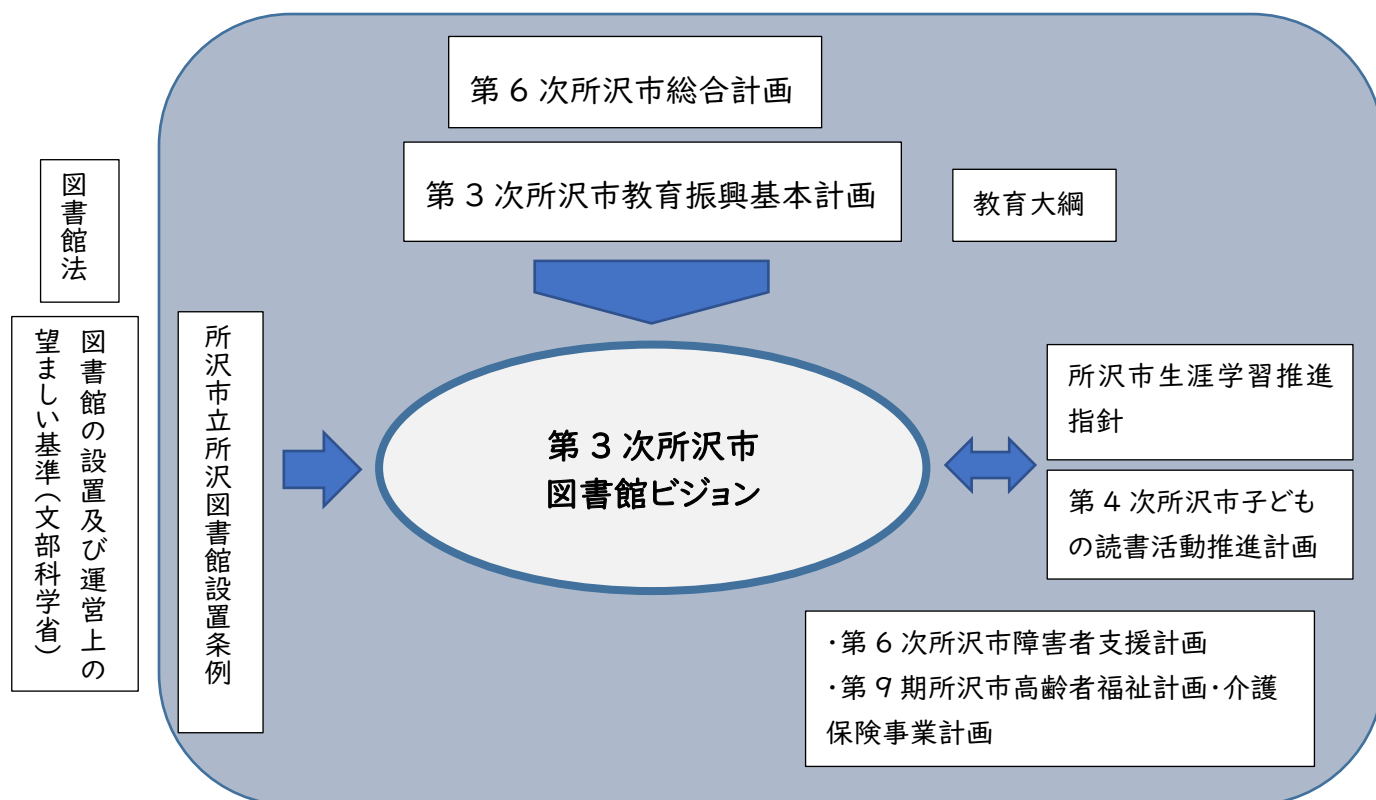
本ビジョンは、「図書館法」、「著作権法」、「文字・活字文化振興法」、「子どもの読書活動の推進に関する法律」「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」などの図書館関係法令等を前提としています。

また、本ビジョンは市のまちづくりの方向性を示す最上位計画である「第6次所沢市総合計画」、教育施策を体系化した計画である「第3次所沢市教育振興基本計画」と整合性を図るものです。

本ビジョンでは、上位計画の図書館関連の部分について、施策をより具体的にまとめ、所沢図書館の運営やサービスの基本的な考え方及び取り組むべき内容について示しています。

加えて、「所沢市生涯学習推進指針」や「第4次所沢市子どもの読書活動推進計画」等を踏まえ、図書館施策をさらに総合的・計画的に進めてまいります。

3. ビジョンの関連図



<関連法>著作権法、文字・活字文化振興法、子どもの読書活動の推進に関する法律、

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

4. 図書館を取り巻く社会の動向

(1) 人口推移と人口構造予測

所沢市の人口は、平成 23(2011)年以降、34 万 3 千人を超え、その後は横ばい傾向にありますが、今後は減少することが見込まれており、令和 18(2036)年頃には 33 万人を割り込むものと推計されています。また、年齢構成別の将来人口推計では、0～14 歳の年少人口や 15～64 歳の生産年齢人口の割合は、次第に低下する傾向にある一方、高齢者人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、令和 17(2035)年には高齢化率が 30%を超えると予測されています。

(2) 社会のデジタル化の進展

ICT技術の目覚ましい進展により、情報メディアや情報流通の仕組みは大きく変化し、今日、知識や情報は、インターネットを始めとした様々な方法で得られるようになっていきます。令和 5(2023)年度に所沢図書館が行った市民アンケートでは、普段、本・雑誌等を主にどのような媒体で読むかという問いに対し、電子書籍との回答が、特に中・高校生では 25%を超えているなど、今後も増加することが予想されます。以前から図書館でも、電子化の動きがありましたが、その動きに拍車をかけたのが新型コロナウイルスの感染拡大でした。図書館でも休館を余儀なくされる中、来館しなくてもそのサービスを利用できる方策として電子図書館やデジタルアーカイブ等が求められました。社会構造も非接触・リモート型の働き方への転換等、大きくかつ急激に変化し、DXも急速に進みました。今後も新しい技術などの進展は注視していく必要があります。

(3) 新たな社会を支える人材の育成

日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society 5.0」※¹は「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と表現され、「多様性」「公正や個人の尊厳」「多

様な幸せ (well-being)」の価値が、その中核とされています。その社会の実現のためには、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要とされており、社会全体で教育・人材育成を推進することが求められています。

(4) 図書館に関わる法制等の動向

「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」が令和元（2019）年に施行されました。同法の制定には、前年の「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」※2 の締結などもその後押しとなりました。今後の読書環境には、これまで以上に広い意味でのバリアフリー化が求められるものと考えられます。

また、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択された SDGs においても、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和 12（2030）年までに実現することを目標としており、17 の目標のうち「4. 質の高い教育をみんなに」「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」などの面からも、より多くの市民が利用しやすいように配慮し、誰もが無理をせず快適に図書館サービスが受けられるような改善を図っていくことが必要となります。図書館を取り巻く状況の変化をとらえながら、これからの社会、これからの所沢において求められる図書館像とその実現を支える手立てを構想することが、今、必要となっています。

※1 **Society5.0**:サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

※2 **マラケシュ条約**:視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする条約。平成 30（2018）年締結。

5. 所沢図書館の現状

(1) 貸出数・貸出利用者数・登録者数

新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2(2020) 年度は貸出数、貸出利用者数、実利用者数とも大きく減少しました。令和 3(2021) 年度に利用が回復傾向に転じましたが、令和 4(2022) 年度にはコンビニエンスストア図書等取次事業の取扱店 2 店舗が取扱中止となったことや、分館の空調設備の不良などが原因で利用が再び減少したと考えられます。

貸出数(図書・雑誌・CD・DVD の合計)

(単位:冊・点)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
貸出数	1,588,575	1,305,277	1,555,940	1,499,771	1,407,861

貸出利用者数(のべ)

(単位:人)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
利用者数	540,521	440,786	522,621	508,012	476,607

実利用者数(年度内に 1 回以上、実際に図書館を利用した人数)

(単位:人)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
利用者数	42,791	33,786	37,394	37,985	36,717

登録者数(当該年度末時点で、有効な利用券を持っている人数)

(単位:人)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
登録者数	108,177	98,397	92,906	89,633	86,644
(内)所沢市民	102,446	93,492	88,331	85,294	82,509

(2) 予約受付数

予約受付数は、年度ごとに変動がありますが、インターネットを通じて予約する割合が年々増加しています。

予約受付数

(単位:件)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
受付数	396,230	380,850	433,107	429,932	409,828
(内)インターネット	300,497	303,579	344,872	343,524	328,806
インターネットの 割合	75.8%	79.7%	79.6%	79.9%	80.2%

(3) レファレンス件数

スマートフォンの普及などにより、市民自らが調べて解決すること多くなり、レファレンスサービス※の件数は減少傾向にあります。

(単位:件)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
レファレンス件数	902	930	816	845	761

※ レファレンスサービス: (英:reference service) 利用者の調査・研究に対して、図書館職員が情報あるいは必要とされる資料を提供・回答することによって援助するサービス。また、自館で提供できる資料・情報等では不十分な場合には、利用者が必要とする情報の情報源となりうる専門情報機関などを紹介するサービス(レフェラルサービス)もある。

(4) 蔵書数

蔵書数は、図書等購入費の継続的かつ安定的な予算措置により、一定数保持されています。

蔵書数

(単位:冊・点)

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
一般書	669,740	679,575	684,549	684,944	689,150
児童書	311,577	314,178	316,050	316,715	321,323
紙芝居	5,615	5,679	5,799	5,798	5,861
図書計	986,932	999,432	1,006,398	1,007,457	1,016,334
雑誌	40,631	43,147	43,228	45,622	46,372
視聴覚	24,506	25,005	25,605	25,726	26,121
合計	1,052,069	1,067,584	1,075,231	1,078,805	1,088,827

図書購入費の推移

年度	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
図書購入費(千円)	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
備品図書購入費(千円)	500	500	500	510	510
図書費:計(千円)	55,500	55,500	55,500	55,510	55,510
所沢市人口(人)	344,193	344,014	343,752	343,867	342,671
市民一人当たりの 購入費(円)	161.2	161.3	161.4	161.4	161.9

※図書購入費は、図書・雑誌・CD・DVD・新聞を含む。

※市民一人当たりの購入費は、図書費(計)を人口で割った数値、小数点以下2位切捨て。

(5) 県内図書館活動調査

県内自治体のうち、所沢市以外に人口 30 万人以上の市であるさいたま市・川口市・川越市・越谷市と近隣の入間市・狭山市・飯能市、県内平均との比較は、以下のとおりです。

市町村名	所沢	さいたま	川口	川越	越谷	入間	狭山	飯能	県内平均
奉仕人口(人)	340,851	1,347,547	594,248	354,346	339,159	142,649	147,154	79,414	
蔵書冊数(冊) (視聴覚・雑誌除く)	1,016,334	3,574,577	1,347,915	834,781	677,284	561,556	663,451	320,248	377,109
市民一人当たりの蔵書冊数(冊)	2.98	2.65	2.27	2.36	2.00	3.94	4.51	4.03	3.24
貸出冊数(冊) (視聴覚・団体貸出除く)	1,339,012	8,447,613	2,617,829	1,236,714	1,428,388	659,956	750,008	343,972	549,475
市民一人当たりの貸出冊数(冊)	3.93	6.27	4.41	3.49	4.21	4.63	5.10	4.33	4.72
図書購入費 (千円)	41,468	100,192	89,799	42,443	57,474	21,165	28,715	8,780	16,975
市民一人当たりの図書購入費(円)	122	74	151	120	169	148	195	111	146

資料:『令和 6 年度 埼玉の公立図書館』『令和 5 年度市町村図書館活動調査結果一覧』

※図書購入費は電子書籍の費用を含む(導入:さいたま市、川口市、川越市、越谷市、入間市)

※奉仕人口は「埼玉県推計人口」(令和 6 年 4 月 1 日現在)

第 2 章 第 2 次ビジョンの成果と課題

1. 第 2 次ビジョンの成果と課題

(1) 基本目標① 暮らしを支える

【取組と成果】

事業施策	取 組 と 成 果
(1) 課題解決の 支援	「パスファインダー」※(調べ方案内)を、令和 6(2024)年度までに 37 種作成・発行したことにより、市民が自ら調べられるようになり、課題解決支援サービスの充実につながりました。
	中小企業庁や商工会議所から就業や起業に関する情報紙を収集して配布したことにより、ビジネス関係情報が充実しました。
(2) レファレンス サービスの充実 と利用促進	レファレンスサービスを継続して行い、国立国会図書館が全国の図書館等と構築しているレファレンス協同データベース上に、受け付けた事例を毎年 100 件以上公開したことにより、レファレンスサービスの充実を図りました。また、国立国会図書館より毎年「御礼状」を拝受しています。
	国立がん情報センターの「がん情報ギフト」プロジェクトに参加してリーフレットの配布を行う等、専門情報機関と連携したことにより、健康・医療情報の充実が図られ、レファレンスの充実にもつながりました。
(3) 魅力ある空間 づくり	魅力あるテーマ展示を各館年間 60 回以上行い、本との出会いを創出する空間づくりに努めたことにより、市民の興味や関心の幅を拡げ、読書活動を推進しました。

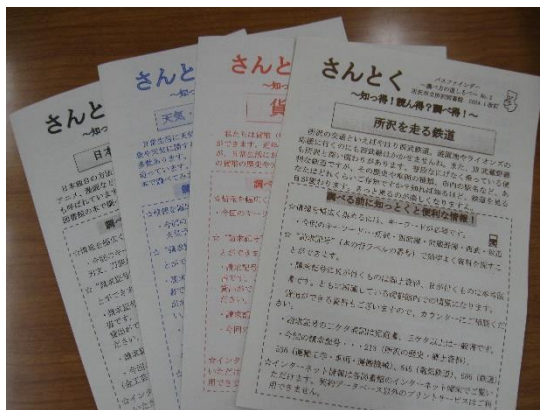
※ パスファインダー：(英:Pathfinder) path(小道)+finder(発見者)の複合語。道しるべ・道案内のこと。図書館では、特定の主題や情報について、利用者が自分で容易に調査できるよう、その探索方法を示すことを目的に、関連資料・情報・情報源などをまとめたリストを指す。

【課題】

- レファレンスサービスを利用したことがない、または知らない市民も多いため、利用促進を図る必要があります。
- 専門性を有する職員の確保や育成等、レファレンスサービス体制を強化する必要があります。
- 図書資料やデータベース等、様々なレファレンスツールの更なる充実と活用を図る必要があります。
- 市民のつながりや交流の場として図書館を活用できるよう、機会の提供や事業の実施を行う必要があります。
- 居心地のよい「居場所」としての魅力ある空間づくりについて、さらに進める必要があります。

【目標指標達成状況】

指標名	レファレンス件数	
説 明	専門的な調査を要する利用者からの質問に対し、図書館資料や情報検索機能を活用して回答した数(単位:件)	
目標値算出根拠	平成 29 年度を基準とし、毎年度 2%増を見込んで算出	
年 度	平成 30(2018)年度	令和 5(2023)年度
目標値	1,241	1,367
実績値	991	761
達成率	79.9%	55.7%



パスファインダー「さんとき」

(2) 基本目標② 学びを支える

【取組と成果】

事業施策	取 組 と 成 果
(1) 資料収集と蔵書構成の充実	市民に役立つ情報を提供し、知的財産である貴重な資料を次の世代に伝える情報拠点として、「所沢図書館資料収集方針」に基づき、資料の選定、収集等することで、図書館資料・情報の充実を図りました。図書館の蔵書数（R2：999,432 冊、R3：1,006,398 冊、R4：1,007,457 冊）
	所沢を中心とした地域に関する資料の遡及・網羅的な収集に努めたことにより、郷土資料の充実が図られ、市民の調査・研究に役立ちました。
(2) 情報提供能力の充実	令和 6（2024）年 2 月に図書館電算システムの再構築と同時に、図書館ホームページをリニューアルしたことにより、Web サービスへのアクセスが向上しました。
	オーディオブックや電子図書館のサービスを開始したことにより、非来館型サービスとして利用者の情報へのアクセスが向上しました。
	図書館電算システムの保守・管理を継続して適切に行うことにより、効率的な蔵書管理ができるようになり、利用者の利便性が向上しました。
(3) 多様な学習機会の提供	郷土に関するもののほか、市民の興味や関心のあるテーマで講演会を開催することにより、学習機会の提供と図書館の利用促進につながりました。

【課題】

- 情報拠点としての機能を十分に発揮できる種類と量の資料収集・整備を継続して行っていく必要があります。
- 蔵書管理を適切に行い、新鮮で調和のとれた蔵書構成を維持し、資料提供ができるよう蔵書を更新していくことが必要です。
- 多様化する市民ニーズを捉えて、信頼性の高い情報や貴重な資料の収集を継続して行うとともに、新聞記事等のデータベースの更なる充実を図る必要があります。
- 電子図書館サービスの充実、郷土資料のデジタルアーカイブ化※など、情報提供能力の拡充を図る必要があります。また、それとともに、今後さらに発展する新技術による情報提供について、検討・活用していくことが課題となります。
- 市役所関係各課に対し、各事業に係る情報収集に役立つ図書館としての機能の確立及び周知に力を入れていく必要があります。また、類似サービスを実施している課との連携を密にし、協力体制の強化が望まれます。
- 図書館電算システムにおいて情報発信できる体制の強化を図り、効率的な電算システムの構築や幅広い情報提供に努めることが必要です。また、今後さらに発展する情報通信技術に対しても研究を行い、活用していくことが必要となります。

【目標指標達成状況】

指標名	蔵書数	
説 明	適正な蔵書管理による図書館全館の図書資料(雑誌・視聴覚資料を除く、紙芝居を含む)の蔵書数(単位:冊・点)	
目標値算出根拠	継続して資料費が予算措置されることを前提に、毎年度の図書等の蔵書目標値を算出	
年 度	平成 30(2018) 年度	令和 5(2023) 年度
目標値	979,000	1,034,000
実績値	978,151	1,016,334
達成率	99.9%	98.3%

※ デジタルアーカイブ化:活字・映像・写真などの資料をデジタル情報として記録し、劣化なく保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供できるようにすること。

(3) 基本目標③ 読書を支える

【取組と成果】

事業施策	取 組 と 成 果
(1) 読書活動の推進	高齢者ケアに役立つ本のリストや文学賞受賞作品リストなど、市民の関心が高い情報を提供することにより、読書案内に努めました。
	時季の話題、時事問題に関連する特集コーナーを設置して図書を紹介し、市民の読書への関心と興味を喚起することにより、読書活動を推進しました。
	「空飛ぶ音楽祭」や「新茶まつり」など、市役所関係各課と協力・連携してイベント等への参加を促すとともに、関連図書への興味を誘う展示を行ったことにより、市のイベントを盛り上げ、図書館利用につながりました。
(2) 読書環境の向上	リサイクル本のコーナーを拡充し、資料の有効活用を図るとともに、市民が本に親しめる環境づくりに努めました。
(3) 図書館利用の促進	視聴覚資料の貸出点数を、これまでの 2 点から、CD3 点・DVD2 点に拡大したことにより利用促進につながりました。
	令和 4 (2022) 年 4 月から、図書館狭山ヶ丘分館において、毎週木曜日、午後 7 時まで開館時間の延長を始め、利便性が向上しました。
	図書館広報紙「今月の図書館」を年 12 回、所沢図書館日より「いずみ」を年 2～3 回、また各分館においても広報紙を発行し、情報の発信に努めました。さらに「広報ところざわ」に特集記事を掲載するなど、広く図書館の PR を行い、利用促進につながりました。
	埼玉県西部地域まちづくり協議会※に日高市が加わり、図書館の相互利用を開始しました。

※ 埼玉県西部地域まちづくり協議会：所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の 5 市で構成され、広域的な視点で課題を捉え、連携し、豊かで魅力あふれる地域づくりを目的とする。公共施設の相互利用やイベントの共同開催などを行うなどの実績がある。

(4) 図書館利用 が困難な市民へ のサービス提供	コンビニエンスストアや小手指まちづくりセンター分館で図書等の取次を行い、開館時間内での利用や来館が困難な市民に対し、利用機会が拡大しました。
	図書館ホームページを活用したオーディオブックの提供や電子図書館サービスの開始により、非来館型サービスの拡充につながりました。
(5) 読書活動に 配慮が必要な 市民への支援	障害のある方への情報提供の拡充に向け、関係各課と連絡調整を図ったことにより、利用者の増加につながりました。
	令和 5(2023)年度以降に楽譜等を読むことが出来る対面朗読奉仕者※(有償ボランティア)を新たに 4 名採用し、朗読できる分野の拡大を図りました。さらに呼吸や発声方法等技術向上のための研修会を毎年開催し、朗読サービスの充実を図りました。



高齢者の読書に役立つ本リスト

※ 対面朗読奉仕者: 視覚障害などにより、文字(墨字)を読むことが困難な利用者を対象に、要望に応じて、館内の対面朗読室等で、対面で資料を代読する者。

【課題】

- 対面朗読^{※1} や郵送貸出サービスの利用促進を図るため、サービスの周知方法など、情報提供の手段が課題となっています。
- 障害福祉課など、関係各課と連絡調整を図り、障害のある方への情報提供の拡充に向け、連携していくことが重要です。
- 障害のある方や文字が読みづらくなった高齢の方にも配慮した大活字本などの図書資料や、DAISY^{※2}等の音声資料の整備、並びに DAISY 用機器などの充実が課題となっています。
- 郵送貸出など、視覚障害者以外の方へサービスを拡大する必要があります。
- コンビニエンスストア図書等取次事業においては、駅から近く利用が多い店舗の取り次ぎ終了などにより、利用数が減少しているため、新たな取次ポイントの拡充が課題となっています。
- 図書館広報の充実を図りましたが、図書等の貸出数や来館者数の増加には結びつかなかったことから、今後も広報紙などの発行を通して広く市民に情報発信していく必要があります。
- 読書活動推進の一環として、市役所関係各課との更なる連携と、時季の話題、時事問題に関連する特集コーナーの充実とともに、市民が必要とする多様な情報のリスト作成などが求められています。

【目標指標達成状況】

指標名	貸出密度	
説 明	市民 1 人当たりの貸出数(単位:冊・点)	
目標値算出根拠	人口 30 万人以上、40 万人未満の市立図書館 119 館の人口 1 人当たりの平均貸出数 5.0 冊を参考に、実績から目標値を設定。	
年 度	平成 30(2018)年度	令和 5(2023)年度
現状値/目標値	5.0	5.0
実績値	4.6	4.1
達成率	92%	82%

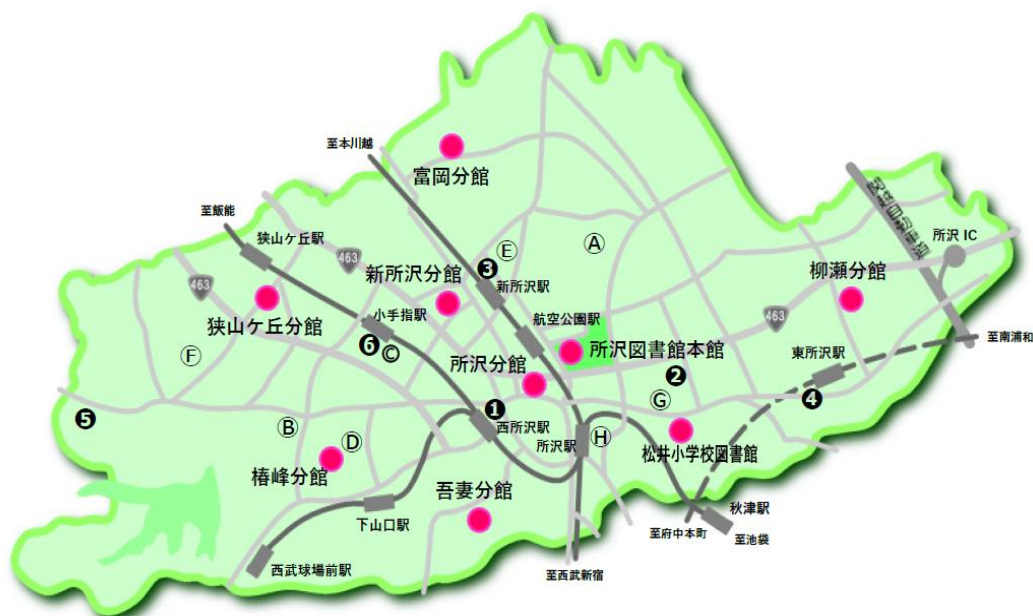
※1 対面朗読:視覚障害などにより、文字(墨字)を読むことが困難な利用者を対象に、要望に応じて、館内の対面朗読室等で、朗読奉仕者が対面で資料を代読すること。

※2 DAISY デイジー:(英:digital accessible information system)デジタル音声情報システムの略称。障害者用の録音資料作成システムとして、カセットテープに替わり、音声をデジタル化してCDなどに録音、再生する方式。

【トピックス】図書館サービスネットワーク図

図書等取次サービスポイント

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①ファミリーマート西所沢駅前店 | ②ファミリーマート所沢牛沼店 |
| ③セブン-イレブン新所沢駅東口店 | ④セブン-イレブン東所沢駅前店 |
| ⑤ミニストップ所沢糀谷店 | ⑥小手指まちづくりセンター分館 |



返却ポスト設置場所

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①並木まちづくりセンター | ②小手指まちづくりセンター |
| ③小手指まちづくりセンター分館 | ④山口まちづくりセンター |
| ⑤新所沢東まちづくりセンター | ⑥三ヶ島まちづくりセンター |
| ⑦松井まちづくりセンター | ⑧所沢駅サービスコーナー |

(4) 基本目標④ 地域を支える

【取組と成果】

事業施策	取 組 と 成 果
(1) 所沢ゆかり の郷土資料の 収集・整備	郷土資料及び行政資料等について、資料保存の必要性を周知し、貴重資料の提供を働きかけ、収集と保存を進めたことにより、貴重な郷土の情報を未来につなぐ役割を果たしました。
	所沢にゆかりのある作家の著作の積極的な収集に努め、毎年所沢ゆかりの作家・著者一覧を改訂・作成・配布を行い、市民の郷土への理解が深まるよう努めました。
(2) 地域の活性化・課題解決 支援	所沢の歴史や文化への興味や知識を深めるために、地域の人材を活用した講演会や郷土をテーマにした講座を開催し、郷土への愛着を育みました。
	埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターや、まちづくりセンター、児童館等と、共催による様々な事業を実施するなど、連携の拡大を図りました。
	図書館が指定する雑誌の購入費用を市内の企業や団体等に負担していただく「雑誌スポンサー制度」※を継続して行い、資料の充実を図ると共に地元企業の PR の場を提供し、地域振興の一助を担いました。
(3) 市民ボランティアの育成と 連携	図書館が市民の身近な存在として、社会参加の場の提供を継続して行ってきたことから、読み聞かせや配架等の市民ボランティアの活動が年々増加しています。
	毎年、各館で「所沢図書館まつり」を開催し、多彩なイベントを通して読書の魅力や楽しみを紹介し、読書活動の推進及び図書館の利用促進を図りました。本館では、市民ボランティアの協力のもと開催しました。

※ 雑誌スポンサー制度：図書館において、企業などが地域社会貢献の立場から雑誌の購入代金を負担し、その雑誌を寄贈する制度。

【課題】

- 郷土資料について、文化財保護課、市政情報センター等の関係機関との連携・協力を密にしながら、今後も継続的な資料収集を行っていく必要があります。
- 幅広く情報を公開し、紙資料の劣化を防ぐためにも、郷土資料の電子化を進める必要があります。
- 「雑誌スポンサー制度」については、市民に安定的な資料提供を行うため、制度の継続に向けた事業のPR方法の充実と、新規スポンサーの拡大が課題となっています。

【目標指標達成状況】

指標名	郷土資料受入冊数	
説明	郷土資料、行政資料の年間受入冊数(単位:冊)	
目標値算出根拠	資料が電子化されていくことを見込み、現状維持に努めるものとして算出	
年度	平成30(2018)年度	令和5(2023)年度
目標値	1,150	1,150
実績値	1,091	755
達成率	94.9%	65.7%

(5) 基本目標⑤未来を支える

【取組と成果】

事業施策	取組と成果
(1) 子どもの 読書環境の 整備・充実	年齢に応じたおはなし会やかかがくあそび等の実施、季節にあわせた特別行事を開催したことにより、読書への興味を喚起しました。
	年齢に応じたブックリストの作成・配布、図書の展示を行い、読書案内を充実させたことで、子どもが本を選びやすい環境が整いました。
	「どくしょてちょう（読書手帳）」※ ¹ を配布したことにより、子どもの読書に対する意欲の向上を図りました。
	子ども向け広報紙「ほんのもりのトベア」を発行し、行事の案内や子どもたちが本に親しむ機会を提供し、図書館の利用促進につなげました。
(2) 学校・地域等 の連携による 推進体制の整備	市内小学校 3 学年全学級及び希望する他学年や特別支援学級に対し、司書による学級訪問（ブックトーク）※ ² を行い、読書活動の推進及び図書館利用の促進を図りました。また、図書館見学・職場体験（中学校）の受け入れを行い、図書館への興味喚起に努めました。
	防衛医科大学校病院院内学級「ひまわり」（並木小学校・中央中学校分教場）への出張おはなし会と学級文庫の団体貸出を実施し、図書館利用が困難な子どもたちへのサービスの充実につながりました。
	市内県立 6 高校の司書との懇談会を実施し、学校図書館と公共図書館の情報交換を行いました。また、令和 3（2021）年度から学校業務連絡便の巡回を市内県立全 6 高校に拡大し、支援を行いました。
	市内医療機関へ「乳幼児の保護者向け図書館利用案内」を配置し、読書活動の啓発及び図書館利用の促進を図りました。

	こども支援センターと連携して、乳幼児向け親子おはなし会を実施しました。(担当:本館・新所沢分館)。また、「乳幼児の保護者向け図書館利用案内」とリーフレット「赤ちゃんにえほんを」を配置し、読書活動の啓発及び図書館利用の促進を図りました。
	令和 2(2020)年度からこども支援課、健康づくり支援課(現:こども家庭センター)と連携して「ところっこ親子ふれあい絵本事業」を開始し、健康診査時の絵本の読み聞かせや、図書館や子育て支援施設で絵本と交換できるチケットを配布し、乳幼児期の読書機会の提供・充実を図り、保護者や周囲の大人に、子どもの読書活動に対する理解や関心を高めることができました。
(3) 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発	子どもの読書活動推進のため、ボランティアの協力によるおはなし会等の行事を実施し、市民に活動の場を提供しました。
	読み聞かせボランティア講座(令和元・4・5 年度)、ストーリーテリング※3 入門講座(令和 3・6 年度)等の開催により、ボランティアの育成に努めました。また、毎月おはなし会ボランティア勉強会を実施し、活動に対する支援を行いました。
	子どもの読書活動に関連する講演・講座等を行い、子どもの読書活動についての啓発を行いました。
	ボランティアの協力によるイベント等を実施し、4 月 23 日と定められた「子ども読書の日」について普及を図りました。

※1 どくしょてちょう(読書手帳):自分で読んだ本や、図書館でかりた本などの記録を取るための手帳。

※2 ブックトーク:本に対する興味と関心を呼び起こすため、テーマを決めて、読み聞かせ等を交えながら数冊の本を紹介すること。

※3 ストーリーテリング:昔話などの物語を、語り手が覚えて自分のものとし、本を見ないで語ること。素話ともいう。

【課題】

- 様々な機会を利用して乳幼児の保護者への啓発に努めていますが、価値観が多様化する現代においては、読書習慣の身についている子とついていない子の差が大きくなっています。より多くの保護者に子どもの読書活動の重要性を伝えていく取組が必要です。
- 子どもの年齢が上がるにつれて、本を読む冊数や、図書館を利用する頻度が減少する傾向にあるため、読書習慣を形成する取組が必要です。特に興味や関心が広がる中学生・高校生世代において「読書離れ」が顕著になっていることから、中学生・高校生世代の読書活動を支援していく必要があります。
- 「ところっこ親子ふれあい絵本事業」において、図書館での絵本の引換率を上げることにより、図書館の利用につなげ、読書活動の推進を図る必要があります。
- 児童生徒一人一台端末の導入等により、学校団体貸出数の減少が見られます。タブレット端末による調べ学習と併用した利用についての提案や、学校団体貸出について更なる周知を図っていく必要があります。

【目標指標達成状況】

指標名	子ども 1 人当たりの児童書数	
説明	0 歳から 18 歳の子ども 1 人当たりの市立図書館が所蔵する児童書数（単位：冊・点）	
目標値算出根拠	購入計画、除籍率から算出した児童書数及び人口推計による子どもの数の推移を基に算出	
年度	平成 30 (2018) 年度	令和 5 (2023) 年度
目標値	6.0	6.5
実績値	5.8	6.7
達成率	96.7%	103.1%

(6) 推進に向けた運営の施策

事業施策	取組と成果
(1) 市内サービスネットワークの充実	図書館の基本的なサービスについて、館長会議、業務改善会議、資料担当者会議、児童奉仕会議等を毎月行って調整を図り、全館で均一なサービスを維持しました。
	各館の蔵書が過不足なく循環するよう、貸出・配送・返却等の図書の流通について、常に確認することによって、効率的なサービスを実施しました。
	毎年度、利用者懇談会とアンケートを実施し、市民の図書館に対する要望や評価を把握して運営に生かしました。
(2) 本館の機能強化	本館職員をレファレンスや児童奉仕等の専門的スキル及び知識を持てるよう育成することで、本館職員が、分館の運営及び施設管理状況等について、定期的にモニタリングを実施し、点検・評価を行うことにより、全館の良質な格差のないサービス提供が維持されています。
(3) 図書館職員の資質向上	国立国会図書館や埼玉県図書館協会が開催する「児童サービス研修会」や「参考調査研修会」等の外部研修に毎年度参加し、図書館職員の専門性の向上を図りました。また、館内研修を毎年度実施し、業務の中で培われてきた知識とスキルの継承に努めました。
(4) 安心して利用できる環境の構築	自動昇降機、外壁等の改修工事及び書庫消火設備改修工事等を行い、施設の延命化を図りました。施設・設備の修繕等を計画的に行い、安全で快適な読書環境の提供に努めました。図書館設備の充実により、すべての人が利用しやすい環境となりました。

【課題】

- 図書館の基本的なサービスについて、各種調整会議を行い、今後も業務方針が徹底するよう調整することが必要です。
- コミュニティセンター等への返却ポストの設置など、今後も市民の利便性を考慮したサービス提供場所の設置や事業実施を図っていく必要があります。
- 引き続き、利用者懇談会の開催やアンケートを定期的の実施し、効果的なサービスが提供されるよう、検証していくことが必要です。
- レファレンスなど専門的なサービスに対応できる職員を育成していく必要があります。また、図書館職員の資質を維持し、専門性を向上させていくためには、司書資格を有し経験を積んだ職員の確保が必要です。
- 指定管理者制度を導入した7分館の運営及び施設管理状況等については、継続して本館職員が定期的にモニタリングを実施して点検・評価を行い、所沢図書館のサービスを向上していく必要があります。
- モニタリングを行う際には、本館がコントロールタワーとしての機能を維持し、全館で均質で良質なサービスを行うための評価・指導ができる専門知識や経験を持った職員体制の確立が必要です。

【目標指標達成状況】

指標名	司書率	
説 明	本館常勤職員及び分館職員総数のうち、司書・司書補を有する職員の割合(単位:%)	
目標値算出根拠	職員数を確保することを前提に、現状維持に努めるものとして算出	
年 度	平成 30(2018) 年度	令和 6(2024) 年度
目標値	75.0	75.0
実績値	64.3	75.0
達成率	85.7	100.0

2. 総括

第2次ビジョン期間中の成果と課題について、実施した施策や目標指標達成状況、図書館統計、市民アンケート調査結果などから総括します。

■第2次ビジョン期間中は新型コロナウイルス感染症の拡大により、閲覧席の撤去や行事の中止・縮小など図書館運営にも大きな影響がありました。そのため、貸出数や利用者数は減少傾向となりましたが、電子書籍やオーディオブックなどの新たな非来館型サービスの開始につなげることができました。

■課題解決支援サービスとして推進している「レファレンスサービス」について、受付件数は減少傾向にあります。市民アンケートからは、多くの市民がインターネットで調べている実態のほか、「レファレンスサービス」を利用したことがないこともわかりました。さらにサービスの周知に努め、利用促進に向けた取組を強化していく必要があります。また、レファレンス調査に対応するため、図書等の資料や各種データベースなど、調査ツールを充実させる必要があります。

■市民アンケート調査結果から、世代を問わず、多くの市民が、資料の充実を重要視し、新鮮で魅力ある蔵書を要望しています。あらゆる市民の多様な要望に応じられるような資料を収集するため、図書購入費の安定的かつ継続した予算措置と適正な蔵書管理が不可欠となります。また、資料の保存方法として、デジタル化と今後発展する新技術を取り入れた情報の提供方法を検討する必要があります。



所沢図書館キャラクター「トベア」

■利用者懇談会や市民アンケートから、図書館が「本を借りるところ」だけでなく、居心地のよい居場所としてや、地域とのつながりを感じることでできる場として要望する市民が多くなっています。小さな子どもから高齢者まで、世代を問わずに誰もが気軽に訪れ、気持ちよく過ごせる居場所としての図書館が求められています。

■自宅が図書館から遠く、利用が不便であったり、図書館の開館時間内に利用できないなどの状況から、非来館型サービスとして、図書等取次サービスポイントの拡充や電子書籍の充実などが望まれています。

■市民アンケートや利用者懇談会で寄せられる意見や要望は、年代や利用状況によって違いがあります。可能な限り多くの市民の声を図書館サービスへ生かし、企画も含めて市民との協働を図っていく必要があります。

■読書活動について、様々な障害や困難のある市民に対応できるような資料・機器の整備がまだ十分ではありません。また、これまで行っている対面朗読や録音図書等郵送貸出サービスの充実のほか、様々な障害に対応したサービスの検討が必要です。

■子どもの年齢が上がるにつれて、本を読む冊数や図書館を利用する頻度が減少する傾向にあるため、「読書離れ」の改善に向けて、子どもの読書活動推進に係る事業の更なる充実が必要です。

■高度化する市民の課題や多様な知的欲求に応えるため、図書館職員に司書としての専門性が求められています。安定して良質なサービス提供を行っていくためには、専門的な知識を備えた経験のある司書を確保するとともに、継続的に図書館職員を育成していく必要があります。

第3章 「第3次所沢市図書館ビジョン」の構成

1. 構成図

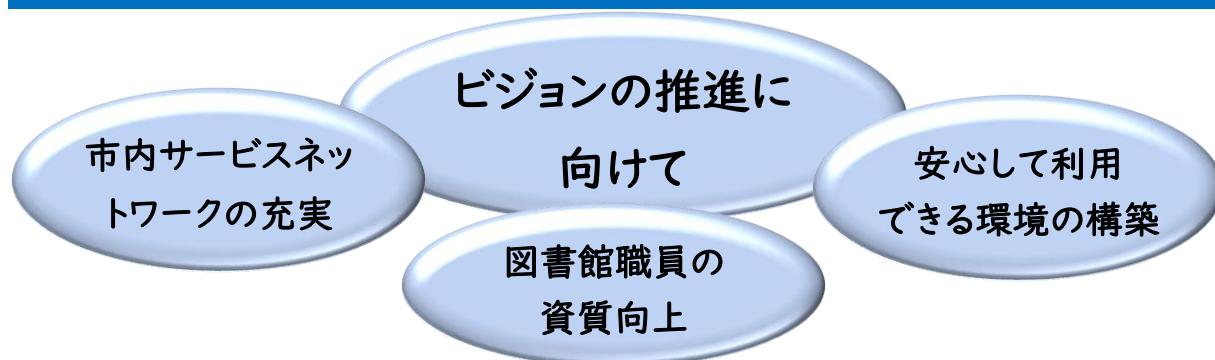
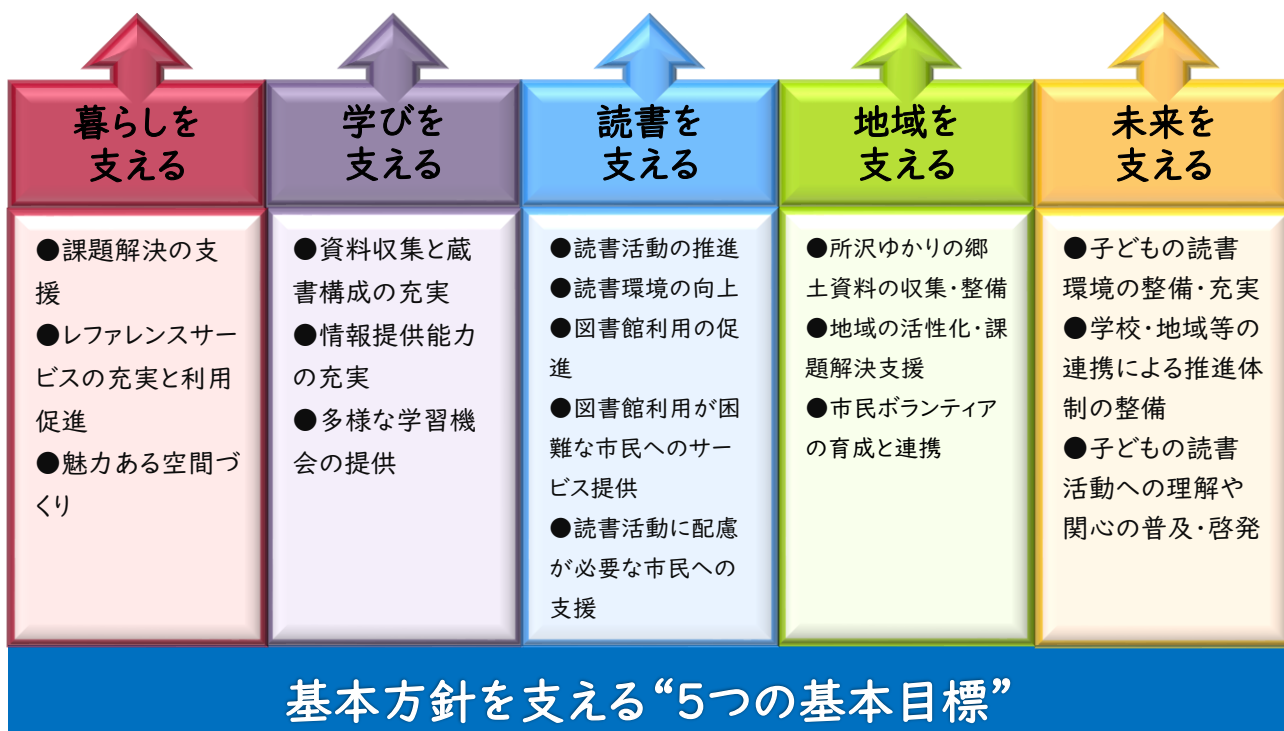
基本理念

市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点

運営の基本方針

暮らしの中に図書館を…

市民の暮らしに根差し、親しまれ、役に立つ図書館であることを目指します



2. 基本理念

『市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点』

人生 100 年時代を迎えようとしている今、子どもから高齢者まですべての世代が生涯にわたって学び、活躍できる社会の実現を目指し、豊かな人生を歩むためには、“知の情報拠点”としての「図書館」はなくてはならないものです。

多様な背景や特性、意欲を持つすべての人が、自分らしく主体的に学ぶことができる環境を実現するとともに、学びを社会の持続的な発展に還元し、郷土の大切な歴史・文化を確実につなげていくためにも、「図書館」は大きな役割を担っています。

また「図書館」は、未来を担う子どもたちが読書や学びを通して人生を生き抜いていく力を養い、生涯を通じて人生をより深く豊かなものとするための読書活動推進の拠点としても必要とされています。

所沢図書館が持つ、長い月日をかけて蓄積してきた多分野にわたる蔵書群、データベースをはじめとする多様な情報、地域の様々な知的資産を、市民の皆様に最大限に活用していただくためには、職員の専門性の向上やサービスネットワークの充実など、図書館の根幹となる機能を強化することが求められています。

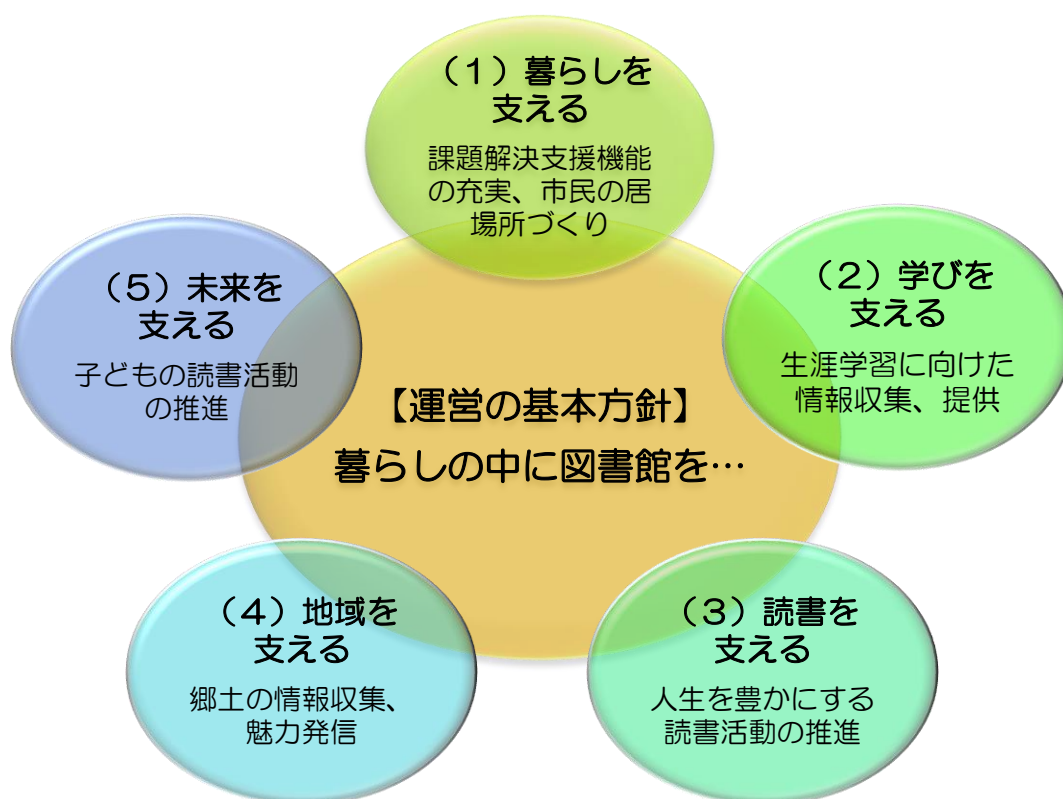
これからも図書館に求められる役割を果たすため、第 1 次、第 2 次所沢市図書館ビジョンから引き継がれてきた基本理念を掲げ、更なる図書館サービスの向上に努めていきます。

3. 運営の基本方針と5つの基本目標

所沢図書館は、広く市民に親しまれる知と文化を支える公共図書館としての機能を果たすために、本館開館当時から「暮らしの中に図書館を…」を運営の基本方針に据え、市民のより身近な存在となるよう積極的にサービスの充実に努めてきました。

今後さらに市民を支え、市民に役立つ図書館としての機能を発揮していくためにも、これまで掲げてきた「暮らしの中に図書館を…」を、引き続き運営の基本方針として位置づけていくこととします。

そして、第2次ビジョンを引き継ぎ、所沢図書館が目指す新たな時代に即した図書館像を、基本方針を支える“5つの基本目標”として、「市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点」という基本理念の実現に向けて、取り組んでいきます。



(1) 暮らしを支える

市民が日々の暮らしの中で直面する問題や疑問、課題などに対応できる、幅広い分野の資料・情報の提供機能を備えた、役に立つ図書館づくりを進めます。

また、小さな子どもから高齢者まで、様々な市民が気軽に来館し、居心地の良い環境で本・情報・人と出会い、関心や興味を共有し、つながりを育むことができる場を提供していきます。

市民の暮らしをより豊かなものにするために、新たな知識や価値の創造と発展を支える図書館を目指します。

(2) 学びを支える

身近な生涯学習の拠点として、市民の期待に応えうる資料・情報の充実を図るとともに、その活用法を広く市民に発信し、情報リテラシーを高めながら、生涯にわたる自主的な学習を支援します。

また、魅力ある講演会や講座を開催するなど、図書館を活用した学習機会を提供するとともに、市内の企業や団体など多様な主体との協働によりパートナーシップを構築しながら市民が学べる機会を創出していきます。

さらに日々進化していくデジタル技術を活用し、情報にアクセスしやすい図書館を目指します。

(3) 読書を支える

本の楽しさを伝えられるような出会いを創出し、市民の読書活動を支援するとともに、市民のライフスタイルに応じて、快適に図書館サービスを利用できるよう、読書環境の向上を図ります。

また、様々な理由で図書館利用や読書活動が困難な方に対しても、本に親しめる機会と環境づくりを進めます。

誰でも、いつでも、どこにおいても本に触れることができる環境や、読書に関わる取組の充実を目指します。

(4) 地域を支える

所沢を中心とした地域の文化や歴史、風土等に関する資料を収集し、関連機関との連携を密にしながら、貴重な資料・情報を未来へと確実につないでいきます。

また、地域活動の支援に目を向け、多くの市民の関心が集まるような魅力ある情報発信を行っていきます。

さらに、地域の魅力を引き出し、航空発祥の地である特色を生かしながら、所沢への愛着を育むような取組を進めるとともに、図書館自体も市民に親しまれ誇れる施設を目指します。

(5) 未来を支える

子どもたちが「知りたい」「読んでみたい」という好奇心を抱き、自ら進んで本に親しめるような図書館づくりを進めていきます。

また、すべての子どもが、読書を通して未来を生きていく力を蓄え、よりよき社会を担っていけるように、図書館と学校等の関係機関が相互に連携・協力して、読書環境の整備と充実を図っていきます。

さらに、子どもを取り巻く大人たちに対しても、子どもの読書活動に関する様々な普及・啓発活動を行うとともに、地域と連携しながら子育て世代をサポートし、子どもの読書活動を支えていく図書館を目指します。



所沢市イメージマスコット「トコロん」

4. ビジョンの推進に向けて

(1) 市内サービスネットワークの充実

本館が、市内の図書館ネットワークの中枢を担う役割を果たすため、コントロールタワーとしての本館の機能を強化・拡充していきます。また、本館を中心とした分館・コンビニ等のネットワーク全体が最大限の効果をあげ、市内全域に柔軟かつ質の高い図書館サービスが均質に行きわたるようサービスネットワークの充実を図ります。

ア 市内全館の情報共有

全館において、均質で良質なサービスを維持・提供できるよう、統一の業務マニュアルに基づいてサービスを行うとともに、館長会議等の各種調整会議を実施し、方針が徹底するよう調整していきます。

イ 効率的な物流の検討

市民の必要とする資料が、各館やサービスポイント等に迅速かつ効率的に届くよう、流通について常に確認し、見直しを行います。

また、返却場所についても、まちづくりセンター等、身近な場所へ設置するなど市民の利便性を考慮した運営を行っていきます。

さらに、所在館方式をとっている各館の蔵書が、過不足なく、調和のとれた構成となるよう、より効果的な資料の循環方法を検討していきます。

ウ 効果的なサービスの検証

定期的な利用者懇談会の開催やアンケートの実施などを通じて、市民の図書館に対する要望や評価を把握し、図書館運営に反映させる仕組みの構築を図り、効果的なサービスが提供されるように検証していきます。

(2) 図書館職員の資質向上

業務の中で培われてきた知識とスキルを継承するとともに、研鑽^{けんさん}を積んで職員の資質向上に努め、時代の変化に対応したサービスが提供できる職員体制を目指します。

ア 外部研修への参加

国・県などが実施する各種外部研修へ職員を積極的に派遣し、専門的知識・技術や先進事例を学ぶことにより、図書館職員の専門性向上を図ります。

また、参加した職員の研修成果を職場に還元するなど、新たに得た知識の共有に努め、図書館サービスに生かしていきます。

イ 館内研修体制の確立

業務の中で培われてきた知識とスキルを継承し、専門性の質を高めていくため、館内研修を組織的・計画的に行い、全職員の資質向上を図ります。

また、図書館職員としての知識・技術を高め、研修成果を生かして、市民ボランティア育成のための講師派遣等を行います。

ウ 本館の職員体制の強化

本館においては、図書館ネットワークの中枢を担う拠点として、その機能を強化するため、図書館資料等の選定・管理ができる知識を有する職員やレファレンス、児童奉仕等の専門的スキル及び知識を持った職員等の確保・育成に努めます。また、それにより、分館等との連絡・調整や管理・指導ができるマネジメント能力を高め、質のよい図書館運営を行います。

(3) 安心して利用できる環境の構築

自然災害や館内での迷惑行為などのリスクに対して迅速に対応し、利用者が安心して利用できる環境づくりを目指します。

リスク発生時には、迅速かつ適切な行動が可能となるようマニュアルに基づいて対応していきます。なお、マニュアルの内容については、適宜見直しを行います。

また、安全で快適な環境を維持できるよう施設の点検を行い、「所沢市公共施設長寿命化計画」に基づき、ユニバーサルデザインの観点から、誰もが使いやすい施設環境の充実を図ります。

さらに、資料の盗難や無断持ち出し等による被害を防ぎ、市民の財産である情報資源を守るため、また、利用者が安心して安全に図書館を利用できるよう、防犯カメラ等の設置検討も含め、必要な策を講じていきます。

第 4 章 実現に向けての事業計画

1. 事業計画期間

第 3 次所沢市図書館ビジョンに基づく事業計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

なお、図書館を取り巻く環境や社会情勢の変化などによって、必要が生じた場合は、適宜見直しを行っていきます。

年度 計画	R4 2022 年度	R5 2023 年度	R6 2024 年度	R7 2025 年度	R8 2026 年度	R9 2027 年度	R10 2028 年度	R11 2029 年度
第 6 次所沢市総合計画	R1-R10(10 年間)							
第 6 次所沢市総合計画後期 基本計画				4 年間				
第 3 次所沢市教育振興 基本計画			5 年間					
第 4 次所沢市子どもの読書 活動推進計画			5 年間					
第 3 次所沢市図書館ビジョン				第 3 次 5 年間				

【所沢市図書館ビジョン】

第 1 次 H25-H30（6 年間）	第 2 次 R1-R6（6 年間）	第 3 次 R7-R11（5 年間）
------------------------	----------------------	-----------------------

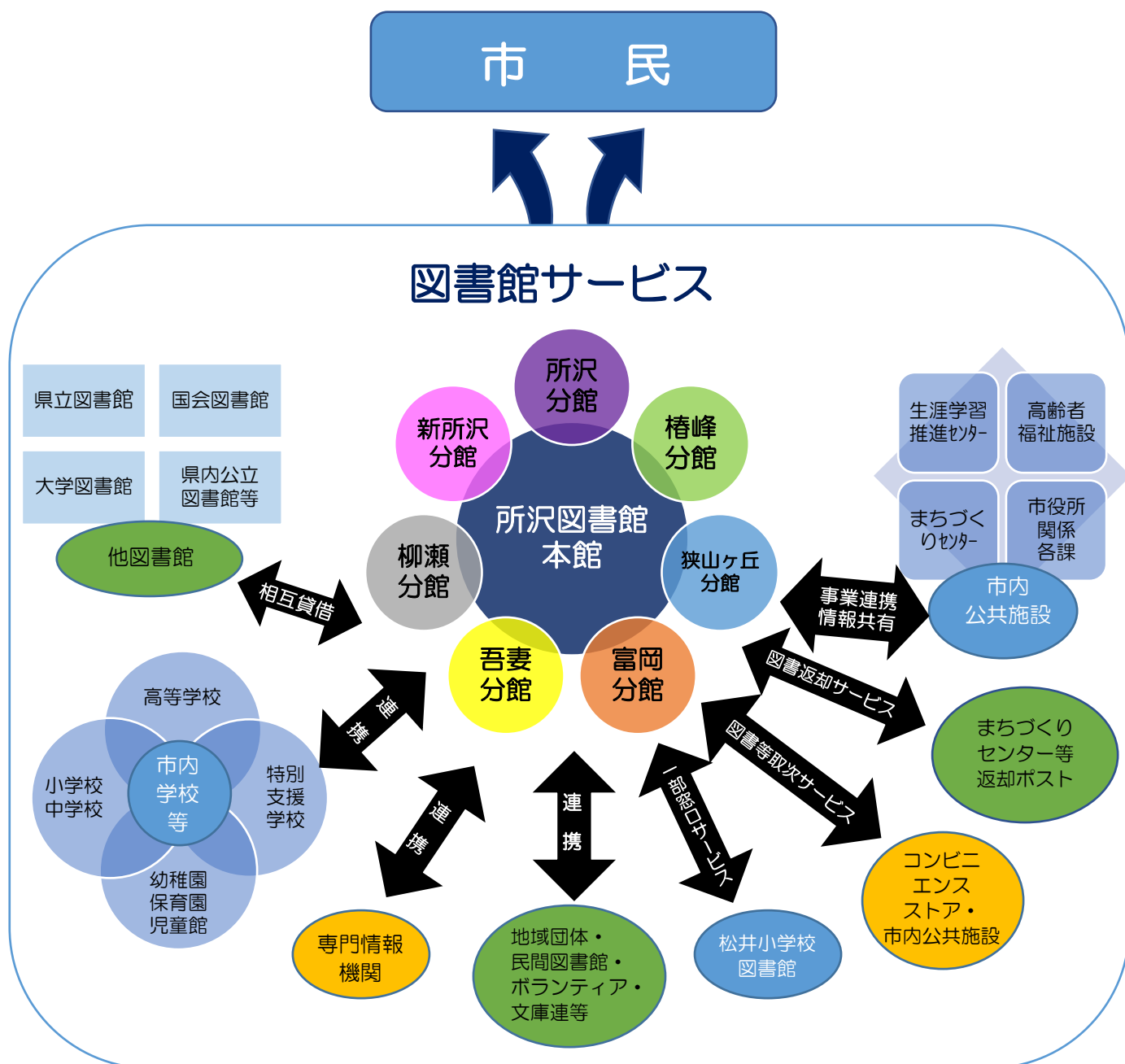
2. 施策体系図 (※)印は重点的な取組

基本目標	事業施策	主な取組
(1) 暮らしを支える	① 課題解決の支援	ア 課題解決支援機能の充実 イ 情報入手の利便性向上 ウ 行政支援サービス エ 多文化サービスの充実(※)
	② レファレンスサービスの充実と利用促進	ア レファレンスサービス体制の充実 イ レファレンスツールの充実 ウ 専門情報機関との連携
	③ 魅力ある空間づくり	ア 本との出会いを創出する空間 イ 市民と情報が集まり、つながる場としての図書館 ウ あらゆる世代が共有できる空間
(2) 学びを支える	① 資料収集と蔵書構成の充実	ア 図書館資料の収集と保存 イ 出版環境の変化への対応 ウ 蔵書構成の構築 エ 適切な資料管理の実施 オ デジタルアーカイブ化の推進(※)
	② 情報提供能力の充実	ア 電算システムの拡充 イ 図書館ホームページの充実 ウ インターネットによる情報発信への対応 エ 情報リテラシー支援
	③ 多様な学習機会の提供	ア 講演・講座の充実 イ 地域企業や関係機関との連携
(3) 読書を支える	① 読書活動の推進	ア 資料提供能力の向上 イ 読書案内の充実 ウ 行政及び他機関との連携
	② 読書環境の向上	ア 資料の充実とリサイクル イ 図書館施設・設備の充実 ウ 読書に関わる地域活動に対する支援
	③ 図書館利用の促進	ア 図書館広報の充実 イ 世代に応じたイベントの充実 ウ 図書館利用の利便性の向上
	④ 図書館利用が困難な市民へのサービス提供	ア 図書等取次サービスの拡充 イ 出張サービス・団体貸出などの促進 ウ その他非来館者へのサービスの拡充(※) エ 図書館利用が困難な方への広報の充実

	⑤ 読書活動に配慮が必要な市民への支援	ア 対面朗読サービスの充実 イ 録音図書等郵送貸出サービスの充実 ウ 様々な市民に配慮した資料・機器の充実 エ 情報バリアフリー化の推進
(4) 地域を支える	① 所沢ゆかりの郷土資料の収集・整備	ア 郷土資料の充実(※) イ 郷土資料の電子化(※) ウ 行政資料の収集・整備
	② 地域の活性化・課題解決支援	ア 地域社会のつながりの再生 イ 地域施設・団体との連携 ウ 関連機関・団体との連携 エ 地域企業との連携 オ 市民活動の支援
	③ 市民ボランティアの育成と連携	ア 市民参画事業の実施 イ 図書館ボランティアの育成・支援
(5) 未来を支える	① 子どもの読書環境の整備・充実	ア 乳幼児期の読書機会の提供・充実 イ 幼児・児童に対する読書機会の提供・充実 ウ 青少年への図書館サービスの充実 エ 子どもの本の選定・収集の充実 オ 読書案内・相談サービス カ 読書活動の困難な子どもへの支援
	② 学校・地域等の連携による推進体制の整備	ア 学級訪問等の実施 イ 図書館利用教育の推進 ウ 学校図書館への支援 エ ボランティア・団体への支援 オ 生涯学習施設・保健施設等との連携 カ 子どもの読書に関わる人材の育成・支援
	③ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発	ア 情報提供の充実 イ 講演会・講座の実施

連携のイメージ

所沢図書館（分館を含む）が中心となり、関係機関・団体とともに、様々なサービスを展開していきます。



3. 実現に向けての事業施策

(1) 暮らしを支える

① 課題解決の支援

市民が日々の暮らしで直面する課題の解決に必要な、判断材料となる資料や情報を収集し、迅速・的確に提供できるよう機能及び環境を充実していきます。

ア 課題解決支援機能の充実

利用者ニーズや課題等の把握に努め、知識や情報を職員間で共有し、信頼性の高い資料や情報を提供するための機能を充実させます。

また、本館・分館の窓口や電話・Web といった、受付場所等による差異なく、円滑に調査が可能となり、回答までにかかる時間を短縮できるよう課題解決支援体制を強化します。

イ 情報入手の利便性向上

求める資料・情報に、市民自身で容易に到達できるよう、ビジネスや健康などの関心の高い主題について、関連資料を集めたコーナーの設置や関係各課・機関等とも連携して資料を充実していきます。

また、調べ方案内である「パスファインダー」やテーマ別ブックリストの提供、データベースや図書館ホームページの各種レファレンスコンテンツの紹介など、市民が情報を迅速に入手するためのツールを充実し、利便性の向上を目指します。



パスファインダー

ウ 行政支援サービス

市民生活の向上を図るため、行政事務や政策形成等を行う上で必要とされる資料及び情報を積極的に収集し、レファレンスサービスによる調査協力及び資料提供などによる行政等への支援を積極的行います。

また、行政資料の収集など類似サービスを行っている関係機関と連携して情報共有を図り、より効果的な支援ができるよう、サービス体制を強化します。

エ 多文化サービスの充実

日本語を母語※としない方など様々な背景を持つ市民の増加に伴い、今後求められるサービスについて調査・検討をしていきます。

また、やさしい日本語などわかりやすい言葉での情報発信、他言語で書かれた利用案内の作成、外国語で書かれた図書等の充実などの取組を進めます。

さらに、日本語を母語としない方との相互理解が深められるよう、日本を含めた様々な国の文化や歴史等に関する図書や情報を充実していきます。

② レファレンスサービスの充実と利用促進

暮らしの中で生じる様々な課題や市民の調査・研究に対応するため、レファレンスサービス体制を強化するとともに、様々なレファレンスツールの充実・活用を図ります。

また、幅広い情報の提供にむけて、博物館や資料館などの専門情報機関とも、連携していきます。

さらに、広報活動などによりレファレンスサービスの周知を行い、利用を促進します。

ア レファレンスサービス体制の充実

各図書館で受け付けるレファレンスを、効率的に調査・回答するため、本館参考室には司書資格を有する職員を配置し、高度なレファレンスに対応可能な資料群の選定・収集を行い、サービス体制について強化していきます。

※ 母語：ある人が幼児期に周囲の人たちが話すのを聞いて、自然に習い覚えた最初の言語のこと。母国の言葉である母国語とは別のもの。

イ レファレンスツールの充実

参考図書として利用価値が高く専門的な資料を各分野にわたり収集するとともに、各種データベースを含めたレファレンスツールをより一層充実し、多様化・高度化する市民の調査・研究に対応していきます。

また、過去に調査回答した記録を継続的に集約したレファレンス事例のデータベースを拡充することにより、類似事例調査の効率化を図り、全館のレファレンスサービスの平準化と充実を目指します。



所沢市イメージマスコット「トコロん」

ウ 専門情報機関との連携

専門性の高い調査については、大学図書館や資料館等の専門情報機関へ調査依頼・利用紹介するなど、連携を図ることにより、精度の高いレファレンス回答や資料の提供につなげます。

特に市内大学図書館については、市民がより広く深い情報を入手できるよう、引き続き連携を密にしていきます。

③ 魅力ある空間づくり

図書館は、地域に開かれた、誰もが気軽に訪れることができる施設です。新たな出会いや発見がある、居心地のよい「居場所」を目指します。

ア 本との出会いを創出する空間

人々の興味をかき立てるような魅力あるテーマ展示、課題解決に役立つコーナーの設置など、館内レイアウトの工夫等により、効果的に興味喚起できる空間を提供します。

また、日常の些細な疑問や興味ある事柄について、職員に気軽に尋ねられる雰囲気づくりに努め、本を介して市民と職員がつながり、さらに新たな本との出会いを創出する取組を進めます。

イ 市民と情報が集まり、つながる場としての図書館

図書館は、すべての市民に開かれた施設であり、気軽に集い、交流できる場となるよう、積極的に取組を進めます。

同様の悩みや課題を抱えている市民、同じものに関心や興味を持っている市民などに向け、読書会など、市民同士がつながりを持つ機会を提供するような事業の実施に努め、世代を超えた交流を促します。

ウ あらゆる世代が共有できる空間

小さな子どもから高齢者まで、誰もが気軽に訪れ、居心地よく過ごすことのできる図書館を目指します。

調べものや読書など静かな環境を求める声があるほか、子どもたちが家族と絵本を楽しむためのスペースやグループ学習に対応した席など、図書館を居場所として利用したいという要望を踏まえ、今後機会を捉えて、滞在しやすい空間の整備など、居心地のよさや快適性を向上させます。



本館 3 階読書室

(2) 学びを支える

① 資料収集と蔵書構成の充実

市民に役立つ情報を提供し、知的財産である貴重な資料を後世に伝えるため、機能を十分に発揮できる種類と量の収集・整備を継続して進めます。

また、現在及び将来にわたる、市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、幅広い分野の資料収集を行います。

さらに、適切な管理のもと、新鮮で調和のとれた蔵書構成を維持します。

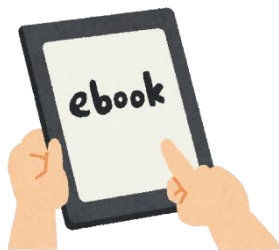
ア 図書館資料の収集と保存

資料収集に当たっては、「所沢図書館資料収集方針」に基づき、多様化・高度化する市民ニーズ、利用状況、利用者の年齢構成、出版状況等を考慮した選定を本館が中心となって一括して行い、効率的かつ計画的な収集・整備を行います。

また、有識者等による「資料選定モニター※」の活用を継続し、偏りのない幅広い選書を行っています。

イ 出版環境の変化への対応

電子書籍やインターネット書店の普及など、出版環境が大きく変化しています。電子書籍については、利用可能なコンテンツ数の推移等を見極めながら、充実に図っていきます。



電子書籍



所沢図書館キャラクター「トベア」

※ 資料選定モニター：偏りのない幅広い図書館資料の収集を図るため、幅広く意見を取り入れることを目的に選出された学識経験者など。

ウ 蔵書構成の構築

各館で蔵書を固定しない「所在館方式※」は、特色ある柔軟な蔵書構成の構築が可能であるという特性があります。この特性を生かして、各館での利用状況、利用実態等を踏まえ、変化に対応した蔵書構成を構築していきます。

エ 適切な資料管理の実施

貴重な資料については、常に保存状態に配慮し、適切な環境を保ち、長く次の世代にまで利用できるよう管理していきます。保存方法については、電子化を含め、最適な方法を調査・研究し、活用していきます。

また、新たな情報が求められる分野については、新鮮で信頼できる資料提供が行えるよう、蔵書の更新を進めます。

資料の除籍、冊数調整等の蔵書管理については、本館が一括して実施し、管理徹底を図るとともに、より効果的な資料管理方法の検討を行います。

オ デジタルアーカイブ化の推進

貴重な郷土資料を後世に伝えとともに、利用しやすい状態に保つために、デジタルアーカイブ化を関係各課等と連携しながら進めていきます。

また、市がインターネット上で公開している刊行物のデジタルデータ（「デジタル行政資料」）の収集・保存についても検討します。



書架

※ 所在館方式：図書等の所蔵館を固定せず、返却され所在している館の蔵書とする方式。

《メリット》

- ◎蔵書を流動的にすることによりタイトル数が豊富になる。
- ◎書架の本が入れ替わることにより、多くの本と出会うことができる。
- ◎蔵書構成の変更が容易であり、地域の変化に柔軟に対応できる。

《デメリット》

- ◎基本図書・分類構成が固定されないため、書架の維持に労力を要する。
- ◎特徴ある個性的な蔵書構成の維持が難しい。

② 情報提供能力の充実

図書館が持っている様々な情報資源の有効な利用促進を図り、市民が適切に資料や情報と結びつくことができるよう、積極的に情報発信していきます。

ア 電算システムの拡充

システムの持つ機能を最大限に活用し、サービスの効率化・迅速化を図ります。また、新しい情報通信技術へ対応するための調査・研究を行い、より一層の機能強化を目指します。

子どもから高齢者まで、市民にとって操作がわかりやすく、情報へアクセスしやすいシステムを目指すとともに、個人情報保護に配慮し、セキュリティを強化した、安全で安定的なシステム運用を行います。

さらに、情報発信できる体制の強化を図り、幅広い情報提供を目指します。

イ 図書館ホームページの充実

図書館資料の検索・予約システムの充実、新着図書案内等に加え、来館が困難な市民の情報源としても活用できるよう、内容や機能についても充実を図り、ホームページからの迅速な情報発信を推進していきます。

また、ユニバーサルデザイン※やアクセシビリティに配慮し、多文化共生社会にふさわしいホームページとなるよう、構成・機能について、常に検討していきます。



利用者用端末機

※ ユニバーサルデザイン：（英：Universal Design、UD）障害の有無、年齢、性別などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が、利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方。

ウ インターネットによる情報発信への対応

SNSや動画、メール配信等の情報発信ツールについて、市民のニーズや今後の状況を見極めつつ、対応を検討していきます。

エ 情報リテラシー支援

図書館の蔵書検索システム、各種データベース、インターネット情報などの幅広い情報ツールについて、高齢者などにもわかりやすく、利用方法・活用方法を案内し、市民の情報リテラシーの向上を図ることにより、誰もが必要とする情報を、容易に手に入れられるよう支援します。

③ 多様な学習機会の提供

あらゆる世代が主体的に学び続けることができ、新たな興味や関心を引き出すきっかけとなるよう、図書館を活用した学習機会を提供します。また、市民の学び直しをサポートし、いきがいを持って学習活動ができるよう支援します。

ア 講演・講座の充実

世代によって異なる興味・関心や多様化する要望を意識し、講演・講座や図書テーマ展示、資料・情報提供など、図書館を活用しての学びを支援し、対象に応じた各種サービスを充実していきます。



講演会

イ 地域企業や関係機関との連携

商工会議所や地域企業、市内の公共施設（生涯学習推進センターやまちづくりセンターなど）、関係各課等と連携した講座の企画や、情報提供を行い、市民の多様な学習機会を増やします。

(3) 読書を支える

① 読書活動の推進

人生を豊かにする本との出会いを創出し、市民の読書活動を支援します。

ア 資料提供能力の向上

市民からの要望に対し、新しい情報を常に把握し、迅速な資料提供を行います。また、県立図書館や県内公立図書館、大学図書館等類縁機関との連携をさらに強化して資料提供を行うとともに、県内公立図書館で所蔵していない資料についても、国立国会図書館をはじめ県外図書館への働きかけにより、要望に応えられるよう尽力します。

また、相互利用を実施している自治体との連携を強化するとともに、他の近隣市との連携について調査・検討していきます。

イ 読書案内の充実

時季の話題や様々な分野の図書について、特集展示などを通して紹介し、市民の新たな本との出会いを創出していきます。

また、幅広いテーマのブックリストを作成・配布するなど、市民が読書の楽しみを拡げていける機会をつくります。



関連展示



特集展示(中島京子)

ウ 行政及び他機関との連携

行政の各部署や他機関で実施する企画と連携して特集展示などを行うことにより、市民が新たな発見と興味を持ち、読書活動へつなげていけるよう支援します。

② 読書環境の向上

多様化する市民ニーズを的確に捉え、必要な情報や図書等の収集を行い、読書環境の整備を進めます。

ア 資料の充実とリサイクル

新鮮で魅力ある蔵書構成を目指すとともに、役目を終えた図書等は、リサイクル本として公共施設や市民に提供することで資料の有効活用を図るなど、市民が本に親しめる環境づくりを継続的に行っていきます。



ブックリサイクル

イ 図書館施設・設備の充実

小さな子どもから高齢者、障害のある方に配慮した施設・サービスの構築、ユニバーサルデザインの導入など、すべての人が利用しやすく快適に読書ができる図書館づくりを進めます。

ウ 読書に関わる地域活動に対する支援

地域で読書会を実施しているグループや、文庫活動を行っている団体などに対し、団体貸出として本を提供することにより、図書館外でも本に触れることのできる環境や読書に関わる取組の充実を図れるように、地域活動を支援していきます。

③ 図書館利用の促進

幅広い年齢層の市民に向けた広報活動の充実を図り、すべての世代に応じたサービスの充実を進めていきます。

ア 図書館広報の充実

「今月の図書館」「いずみ」等の全館的な広報に加え、各館ごと、年代に応じた広報紙を発行し、図書館ホームページ等を活用しながら、広く市民に情報発信していきます。

また、広報課等他課と連携した情報発信を行い、図書館利用の促進につなげていきます。

イ 世代に応じたイベントの充実

年齢層に応じた催し物・行事、各種講演会・講座の開催、市民ボランティアとの協働事業である図書館まつりなどを行い、図書館への興味や関心を喚起していきます。



図書館まつり（図書館探検）

ウ 図書館利用の利便性の向上

市民のライフスタイルの変化に伴い、利用機会の拡大を望む声があります。各館の立地、利用状況や各地域における人口動態の変化等を調査しながら、利用機会等の見直しについて研究していきます。

④ 図書館利用が困難な市民へのサービス提供

図書館の利用が困難な市民に対し、関係各課、機関、団体等と連携・協力して、サービスの可能性を検討していきます。

また、図書館からの情報を得る機会が少ない市民に向けた周知・広報活動を充実していき、図書館の利用を促進します。

ア 図書等取次サービスの拡充

貸出・返却サービスとして、従来のコンビニエンスストア図書等取次のほか、取次業務が可能な施設等の調査・交渉をすすめ、図書等取次ポイントの拡大を進めていきます。

イ 出張サービス・団体貸出などの促進

高齢者施設や地域の集会所等へのおはなし会の出張拡充を目指します。また、高齢者の読書活動を支援するため、高齢者施設や病院等への団体貸出などの促進に努め、配本サービス等についても検討していきます。



出張おはなし会

ウ その他非来館者へのサービスの拡充

図書館が身近にない、または交通機関が不便であるなど、来館が困難な市民に対し、非来館型サービスを拡充していきます。

電子図書館やオーディオブックなどの拡充を進めていくとともに、紙媒体の資料との共存も必要であることから、宅配サービス等について研究していきます。また、インターネット配信サービス等の可能性や、情報提供の手段として資料の電子化と公開に向けた研究を進め、図書館ホームページの内容や機能について充実を図るなど、利便性の向上を目指します。

エ 図書館利用が困難な方への広報の充実

情報提供の手段として、ユニバーサルデザインや Web アクセシビリティ※に配慮したホームページの内容や機能の充実を図るとともに、各団体・機関や関係各課とも連携し、図書館サービスについて広く情報を提供します。

⑤ 読書活動に配慮が必要な市民への支援

読書活動について、様々な障害や困難のある市民にも対応できるような資料・機器類の整備を進めます。

また、超高齢化社会に向け、一層の情報バリアフリー化を進めていきます。

※ Web アクセシビリティ: 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

ア 対面朗読サービスの充実

一般図書から専門書まで、幅広い分野の朗読の希望に対応できるよう、朗読奉仕者（有償ボランティア）の研修等を実施し、技術向上を図ることで、サービスを充実していきます。

イ 録音図書等郵送貸出サービスの充実

録音図書、点字図書等の郵送貸出について、全国の公立図書館や点字図書館と連携し、迅速に提供できるようサービスを充実していきます。

ウ 様々な市民に配慮した資料・機器の充実

文字が読みづらくなった高齢者等に向けた大活字本や日本語を母語としない方に対応した外国語資料、障害のある方に配慮したLLブック※¹や DAISY 等の音声資料の整備・充実を図ります。また、文字を読むことができない乳幼児や障害のある子どもたちに向けた布絵本※²の収集に努めます。

さらに、拡大読書器等、様々な市民に配慮した機器類の整備を進めるとともに、地域のボランティア団体と連携し、音声資料の製作についても、調査・研究していきます。

エ 情報バリアフリー化の推進

多文化共生社会にふさわしい、利用しやすくわかりやすい資料情報・利用案内の提供方法について研究し、地域団体やボランティアとも連携しながら、情報のバリアフリー化を進めていきます。

※¹ LL ブック：LLブックのLLは、スウェーデン語の Lattlast（レッテラスト）の略で、「やさしくて読みやすい」という意味。

知的障害のある方や、日本語を母語としない方など、文字を読むことや本の内容を理解することを苦手とする方たちが、読書を楽しみ、必要な情報を得ることができるよう、絵や写真、ピクトグラムを使用し、短い文章で、わかりやすく書かれた本のこと。

※² 布絵本：布を主な素材とした絵本。ひもやファスナー、ボタンなどが使用されており、むすぶ・ほどく・はめる・あわせるなど絵を動かして指の訓練をしながら遊ぶことができる。障害のある子どもたちのために作られたものであるが、乳幼児とのコミュニケーションも図れる。

(4) 地域を支える

① 所沢ゆかりの郷土資料の収集・整備

長年にわたり収集してきた所沢の郷土資料が散逸しないよう、適切な保存・管理に努め、貴重な郷土の情報を未来につなぐ役割を果たすとともに、市民の郷土への愛着を育む取組を進めます。

ア 郷土資料の充実

所沢にゆかりのある作家の著作や、歴史・地域文化・伝統文化に関する資料などを、あらゆる機会をとらえ積極的に収集し、郷土への理解を深めるのにふさわしい蔵書構成を目指します。特に、航空発祥の地である特徴を生かし、関連図書を網羅的に収集し、本館航空資料コーナーを拡充していきます。

また、蓄積された貴重な郷土資料の整理・保存を積極的に行い、調査・研究に対応できる体制を強化します。

さらに、電子媒体による地域情報の収集・整理・活用について、検討をしています。

イ 郷土資料の電子化

貴重な郷土資料を積極的に収集するとともに適切な保存管理を行い、所沢の歴史・文化を未来に伝えていきます。

また、紙資料の劣化などによる情報の喪失を防ぐため、デジタルアーカイブ化等最適な方法で資料を保存していきます。



本館3階郷土資料コーナー

ウ 行政資料の収集・整備

行政資料や所沢関係のパンフレットなど、市の取組等について、幅広い情報を収集し、市民に役立つ情報を提供します。

文化財保護課、市政情報センター等の関係機関とも連携・協力し、迅速で効果的な収集・保存に努め、市民への資料提供を行います。

また、市がインターネット上で公開している刊行物のデジタルデータ（「デジタル行政資料」）の収集・保存についても検討します。

② 地域の活性化・課題解決支援

地域に根ざした情報拠点として、ニーズを把握し、課題に対応したサービス提供に努め、地域の活性化を図ります。

ア 地域社会のつながりの再生

図書館主催の事業などを通じて、人と人がつながる機会を提供します。

また、地域人材を活用した講演講座等の開催や郷土をテーマにした展示等、所沢の歴史や文化への知識を深め、郷土への愛着を育む働きかけを行います。

イ 地域施設・団体との連携

地域の関連機関や団体と連携・協力し、行事への参加や活動内容の周知等を行い、図書館利用を促進するとともに、地域振興に資するよう取組を進めていきます。

ウ 関連機関・団体との連携

まちづくりセンター、高齢者福祉施設といった関係機関等と、相互の行事への参加・協力を通して、さらに連携を深めていきます。

また、商工会議所、医師会等のほか、地域の商店街、自治会・町内会等の地域コミュニティとも連携し、資料の提供・情報交換や相互の事業広報を行うなど、図書館への理解と利用を促進するとともに、地域振興の一助となるよう取組を進めていきます。



商工会議所パンフレット類

エ 地域企業との連携

図書館事業への協力などを通して、地域企業と連携して、地域の振興に向けた取組を進めていきます。

企業や団体と提携した「雑誌スポンサー制度」等を拡充していくことにより、雑誌を媒介とした情報発信や地域貢献の場を提供するなど、地域企業の活性化も図っていきます。

オ 市民活動の支援

地域文庫、読書会をはじめとした地域の市民活動を支援し、行事の協力、講師の派遣などを行い、市民の読書活動の支援に取り組みます。

③ 市民ボランティアの育成と連携

読み聞かせや配架などのボランティアを育成し、市民との協働による事業の実施や図書館サービスの質を高めます。

また、意欲のある市民に活動の場を提供することにより、生涯学習を支援していきます。

ア 市民参画事業の実施

市民参加による「図書館まつり」等の実施により、市民と協働し、あらゆる世代が集い、活動できる場を創出していきます。

図書館まつり



イ 図書館ボランティアの育成・支援

育成のための各種講座・研修を実施するなど、意欲ある市民に学びの場を提供することにより、社会参加を支援します。

また、市内各館で、受け入れ態勢・活動環境等の整備を行い、市民がその成果を十分に発揮できる機会をつくります。

(5) 未来を支える

① 子どもの読書環境の整備・充実

読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供することで、すべての子どもが自ら進んで読書を行う習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備と充実を図ります。

ア 乳幼児期の読書機会の提供・充実

1歳6か月児健康診査会場で絵本の読み聞かせを行い、図書館や児童館等の地域の子育て支援施設で絵本と交換できるチケットを配布します。身近な子育て支援施設を知ってもらうことで、子育ての不安解消を図ります。

保育士やボランティア等と更なる協力体制をつくり、乳幼児とその保護者を対象とする「親子おはなし会」などの行事を実施し、読書のきっかけとなる場の充実を図ります。また、絵本やわらべうたなどの紹介を行うことで、親子のふれあいをサポートします。

さらに、乳幼児向けブックリスト等を作成し、様々な機会を利用して配布等を行い、啓発の取組を進めます。

イ 幼児・児童に対する読書機会の提供・充実

年齢に応じた「おはなし会」「かがくあそび」「工作教室」などの子ども向け行事を充実させ、子どもたちに絵本や昔話、知識の本などに親しむ機会を提供します。



クリスマス工作教室



健康診査会場での読み聞かせ

ウ 青少年への図書館サービスの充実

読書離れの著しい中学生・高校生向けの蔵書を充実させるとともに、講演・講座の開催やイベントの企画を行っていきます。

エ 子どもの本の選定・収集の充実

子どもたちの知的欲求を満たし、心に深く届く良質な本を収集するため、引き続き計画的に購入図書の選定を行い、児童書の適切な蔵書管理をしていきます。

オ 読書案内・相談サービス

新刊や季節の本の展示案内、子どもの興味や年齢等に応じた読書相談や調べ物の支援等、家庭における読書活動を支援します。

また、子どもの読書に関する相談・レファレンスをさらに充実させ、読書活動を支援します。

さらに、子どもたちが図書館を使って、自ら調べることの楽しさを知る機会を提供し、生涯にわたっての図書館利用につなげます。

カ 読書活動の困難な子どもへの支援

特別支援学校、小・中学校等との連携・協力のもと、障害のある子ども、日本語を母語としない子ども、入院中の子どもなど、読書活動の困難な子どもへの支援を充実していきます。



ブックリスト展示



院内学級おはなし会

② 学校・地域等の連携による推進体制の整備

学校や地域等の関係機関と相互に連携・協力し、社会全体が一体となって子どもの自主的な読書活動を推進するための体制を整備します。

ア 学級訪問等の実施

子どもたちに読書の楽しさを教え、読書活動のきっかけとなるよう、また図書館に親しみを持ってもらうため、図書館の司書が小学校3年生の全学級を訪問し、本の紹介・図書館の利用案内等を行います。

また、他の学年は、要望に応じて学級訪問等を実施します。

イ 図書館利用教育の推進

図書館見学や職場体験、ボランティア体験などを受け入れ、図書館に親しむ機会を提供し、子どもたちへの図書館利用教育を推進します。



図書館見学

ウ 学校図書館への支援

学校の希望に応じ、調べ学習、学級文庫等に利用する本の団体貸出を推進します。また、図書館と小中学校及び市内県立高等学校の間に連絡業務便を運行し、学校団体貸出等の利便性を高めます。

あわせて、学校図書館と地域とのつながりを支援していきます。

エ ボランティア・団体への支援

団体貸出や、ボランティア講座の開催などを通じて、地域の子どもの読書に関わるボランティアや団体などの活動を支援します。また、情報交換・交流促進を図り、協働して子どもの読書活動を推進します。

オ 生涯学習施設・保健施設等との連携

小中学校、まちづくりセンター等において実施する家庭教育学級・子育て講座・出前講座等に図書館から司書を派遣し、専門知識を活かした読書活動の重要性についての講義や、図書館の利用案内等を行い、連携を促進します。

カ 子どもの読書に関わる人材の育成・支援

児童サービスに携わる司書を育成するとともに、より専門性を向上させるために研修の充実を図ります。

また、読み聞かせやおはなしに携わるボランティアの養成及び技術向上のための講座等を開催し、小中学校や地域などで活動する読み聞かせボランティア等に対する支援を行います。

③ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもだけでなく、保護者をはじめとするまわりの大人に対しても、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めるために、様々な普及・啓発活動を実施します。

ア 情報提供の充実

図書館だよりや子ども向け広報紙、図書館ホームページ等の充実を図り、子どもの読書活動に関する情報発信を進めます。

また、年齢に応じたおすすめの本を紹介するブックリストを作成するなどして普及活動を進めます。

イ 講演会・講座の実施

子どもの読書に関する講演会や講座を開催して、子どもの読書活動の意義について啓発していきます。



児童文学講演会



ブックリスト

第 5 章 進捗管理と評価

1. 進捗管理 (PDCA)

推進においては、PDCAサイクルにより進捗管理を行い、成果指標の進捗状況や実施事業について、毎年度、確認するとともに、点検・評価します。

なお、点検・評価については「所沢市立所沢図書館協議会」「教育委員会会議」「社会教育委員会会議」などで広く意見を伺っていきます。

また、全館で図書館来館者を対象とした「所沢図書館利用者アンケート調査」を定期的実施し、図書館利用者の現状を把握しながら、事業や施策の改善・見直し等を行い、進捗管理をしていきます。



2. 評価事項及び数値目標

進捗状況を把握し、達成度を計るための評価事項として、ビジョンの推進に向けた運営施策は1項目、事業施策は5項目の目標数値を掲げます。

【運営施策目標数値】

評価事項	司書率
説明	本館常勤職員及び分館職員総数のうち、司書・司書補を有する職員の割合(単位:%)
目標値算出根拠	職員数を確保することを前提に、現状維持に努めるものとして算出
令和6(2024)年度 実績値	令和11(2029)年度 目標値
75.0	75.0
※数値は年度当初のもの	

【事業施策目標数値】

(1) 暮らしを支える

評価事項	レファレンス件数
説明	専門的な調査を要する利用者からの質問に対し、図書館資料や情報検索機能を活用して回答した数(単位:件)
目標値算出根拠	「第3次所沢市教育振興基本計画」で設定した目標の基準である令和4年度(845件)から、毎年度2%増を見込んで算出
令和5(2023)年度 実績値	令和11(2029)年度 目標値
761	966

(2) 学びを支える

評価事項	資料回転率
説明	年間貸出数÷蔵書数(貸出禁止資料を除く)
目標値算出根拠	人口が同一規模である市立図書館の資料回転率の平均が1.9回
令和5(2023)年度 実績値	令和11(2029)年度 目標値
1.4	1.9

(3) 読書を支える

評価事項	貸出密度
説 明	市民 1 人当たりの貸出数(単位:冊・点)
目標値算出根拠	人口 30 万人以上、40 万人未満の市立図書館 139 館の人口 1 人当たりの平均貸出数 5.0 冊を参考に、実績から目標値を設定
令和 5 (2023) 年度 実績値	令和 11 (2029) 年度 目標値
4.1	4.7

(4) 地域を支える

評価事項	郷土資料受入冊数		
説 明	郷土資料、行政資料の年間受入冊数(単位:冊)		
目標値算出根拠	資料が電子化されていくことを見込み、現状維持に努めるものとして算出		
令和 5 (2023) 年度 実績値		令和 11 (2029) 年度 目標値	
755		800	

(5) 未来を支える

評価事項	本を全く読まない子どもの割合				
説 明	第 4 次所沢市子どもの読書活動推進計画に基づき毎年行っている「所沢市子どもの読書アンケート調査」(小学 2 年生・5 年生・中学 2 年生対象)で 1 ヶ月間の読書冊数が 0 冊の子どもの割合(単位%)				
目標値算出根拠	子どもが習慣的に読書をしていることを目指して目標を設定				
令和 5 (2023) 年度 実績値			令和 11 (2029) 年度 目標値		
小 2	小 5	中 2	小 2	小 5	中 2
3.1	11.1	13.0	0	0	0



図書館法(抜粋)

昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号

最終改正: 令和 5 年 12 月 13 日法律第 86 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

ハ 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号
最終改正：令和元年 6 月 7 日文部科学省告示第 9 号

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市

町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

Ⅰ 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

（省略）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年 6 月 28 日法律第 49 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を

行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円

滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 4 日法律第 65 号
最終改正：令和 3 年 6 月 4 日法律第 56 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和三年六月四日法律第五六号〕

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和五年三月政令六〇号により、令和六・四・一から施行〕

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に

関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

令和５年度市民アンケート調査結果 <抜粋>

第３次所沢市図書館ビジョンの策定にあたり、第２次ビジョンに基づく図書館サービスの進捗状況を確認するため、市民、市内小学校、中学校及び高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査結果の詳細は、「所沢市立所沢図書館市民アンケート調査集計結果報告書」として、各図書館及び図書館ホームページにて公開しました。

※前回アンケートとの比較部分は、平成２９年度調査との比較です。

調査期間	令和５年１１月９日～１１月３０日
調査方法	住民基本台帳から無作為抽出した満１８歳以上の市民２,０００人へ郵送依頼
回答数	６８５ (共通 ※無回答記載なし、小数点第２位以下切り捨て)

●回答者属性(年齢)

70～79歳 … 25.2 %	80歳以上 … 13.1 %	30～39歳 … 2.7 %
50～59歳 … 22.1 %	40～49歳 … 9.3 %	18～19歳 … 0.7 %
60～69歳 … 21.8 %	20～29歳 … 4.6 %	

●普段、本・雑誌等を主に何で読みますか

紙の本 … 79.3 %	オーディオブック … 0.9 %
電子書籍 … 17.6 %	その他 … 1.0 %

●本や雑誌等を１ヶ月に平均何冊くらい読みますか

1～2冊 … 55.2 %	全く読まない … 9.8 %	7～10冊 … 2.6 %
3～4冊 … 21.6 %	5～6冊 … 7.0 %	11冊以上 … 2.5 %

●所沢市の図書館を利用したことはありますか(コンビニなどでの図書等取次サービス利用を含む)

過去１年以内に利用したことがある … 32.3 %
過去１年以内に利用したことがない … 42.9 %
ない … 24.8 %

「過去1年以内に利用したことがある」と回答した方が対象

●図書館利用頻度

年に数回程度 … 42.1 %	2週間に1回程度 … 20.4 %	ほぼ毎日 … 1.4 %
月に1回程度 … 25.8 %	週に1～2回程度 … 9.5 %	

●主な利用時間帯

午前 … 32.6 %	午後 … 29.9 %
時間に関係なし … 32.6 %	夜間(17時以降) … 2.3 %

●利用目的

趣味・娯楽のため … 33.3 %	子どもの本を選ぶため … 5.6 %
教養を得るため … 16.5 %	日常生活での課題を解決するため … 5.0 %
気分転換のため … 11.9 %	仕事のため … 3.6 %
日常生活での実用知識を得るため … 11.3 %	学校の勉強のため … 1.9 %
社会の出来事を知るため … 6.5 %	特に目的はない … 1.3 %

所沢市の図書館を「過去1年以内に利用したことがない」あるいは「ない」と回答した方が対象

●図書館を利用していない理由

遠い(交通が不便) … 23.4 %	本等を他人と共用するのは好きでない … 4.2 %
利用する必要がある … 19.7 %	図書館があることを知らなかった … 2.9 %
インターネット・書店を使う … 19.7 %	他の図書館を使う … 2.8 %
開館日・開館時間が自分の都合に合わない … 8.7 %	子ども連れでは行きづらい … 0.3 %
利用したい本や雑誌がない … 8.4 %	

◎所沢市の図書館を「過去1年以内に利用したことがある」と回答された方は、32.3 %であり、「趣味・娯楽のため」「教養を得るため」に図書館を利用される方が多くみられます。

一方、「過去1年以内に利用したことがない」「ない」を合わせると 67.7 %となり、その理由として「遠い(交通が不便)」が 23.4%と多く、利便性の問題が上位にあがっています。これは、前回アンケートと比較しても 4.1%増えており、図書等取次ポイントの減少が影響していると考えられます。

また、図書館を利用していない理由として、「利用する必要がない」「インターネット・書店を使う」が多いことから、スマートフォン等の普及・活用により、図書館を積極的に利用しない傾向があると言えます。

●図書館サービスについて知っていますか

	利用している	知っているが利用 したことがない	知らなかった
本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却サービス	76.0%	17.2%	3.6%
予約・リクエストサービス	54.3%	33.9%	7.2%
図書館ホームページからの蔵書検索・予約サービス	40.7%	33.5%	19.9%
市内まちづくりセンター等の図書返却ポスト	34.8%	34.4%	25.8%
相互貸借サービス※	30.3%	27.6%	35.7%
インターネット閲覧端末	26.2%	50.7%	16.3%
レファレンスサービス	21.7%	43.4%	28.5%
コピーサービス	13.1%	54.3%	27.1%
コンビニなどでの図書等取次サービス	13.1%	54.8%	26.7%
リサイクル図書等の提供	11.8%	41.2%	41.6%
おはなし会、講演・講座等の催しもの	10.0%	72.4%	13.6%
松井小学校図書館の地域開放サービス	2.3%	26.7%	64.7%
障害のある方へのサービス	1.4%	43.4%	48.4%
団体貸出サービス	1.4%	19.9%	72.9%
学校連携サービス	1.4%	17.2%	75.6%

※相互貸借サービス…所沢図書館に所蔵していない本・雑誌等を他の公共図書館から取り寄せることができる

◎「レファレンスサービス」や「予約・リクエストサービス」については、前回アンケートと比較して、「利用している」がそれぞれ 14.4%、31%増え、サービスが浸透している様子が伺えます。

また「学校連携サービス」「団体貸出サービス」「松井小学校図書館の地域開放サービス」「障害のある方へのサービス」の認知度が低く、「おはなし会、講演・講座等の催しもの」「コンビニなどでの図書等取次サービス」「インターネット閲覧端末」は知っていても利用していない割合が高い傾向にあります。いずれも必要に応じて利用するものですが、認知を広げていく必要があります。

●優先的に行った方が良いと思うサービスはどれですか

(1) サービス

本、雑誌、CD、DVD 等の充実 … 21.2 %	乳幼児・児童向け … 6.1 %
高齢者向け … 10.2 %	レファレンス（調べものを図書館員が支援） … 4.8 %
電子媒体を利用したサービス（電子書籍・オーディobook等） … 8.1 %	
図書館からの情報提供 … 7.9 %	中高生向け … 4.0 %
開館日・開館時間の拡大 … 7.5 %	障害のある方向け … 3.7%
健康・医療情報の充実 … 7.3 %	ビジネス関係情報の充実 … 2.9 %
講演・講座等の催しもの … 6.7 %	外国籍の方へのサービスや多言語による図書等の提供 … 2.8 %

(2) 図書資料

新しい本や雑誌の充実 … 27.3 %	参考図書や郷土資料の充実 … 8.1 %
趣味・実用書の充実 … 17.9 %	CD・DVD の充実 … 8.0 %
品切れ・絶版などの古い本の保存 … 12.9 %	児童書の充実 … 7.2 %
オンラインデータベースの充実 … 8.5 %	新聞の充実 … 3.3 %

(3) 施設・設備

くつろいで閲覧できる場所 … 26.2 %	書架や設備などのわかりやすい館内表示 … 6.4 %
飲食のできる場所や飲食施設 … 12.8 %	子どもに読み聞かせのできる場所 … 4.3 %
インターネットが利用できる端末や場所（Wi-Fi） … 11.2 %	
集中して調べものができる場所 … 11.1 %	地域の情報を交換できるスペース … 2.5 %
持ち込みのパソコンが使える場所と電源 … 8.7 %	団体やグループで利用できるスペース … 1.9 %
照明・トイレ・バリアフリーなど館内の設備 … 7.5 %	

◎サービスや図書資料については、「本、雑誌、CD、DVD 等の充実」を求める声が多くあります。

また、施設・設備については、「くつろいで閲覧できる場所」「飲食のできる場所や飲食施設」の割合が多く、滞在型の図書館として期待されていると考えられます。

市民アンケート調査（高校生） <抜粋>

調査期間 令和5年12月1日～12月15日

調査方法 「所沢市子ども・若者情報チャンネル」から電子申請

回答数 193

●普段、本・雑誌等を主に何で読みますか

紙の本 … 68.3 %	オーディオブック … 1.1 %
電子書籍 … 29.8 %	その他 … 0.8 %

●本や雑誌等を1ヵ月に平均何冊くらい読みますか

1～2冊 … 52.8 %	全く読まない … 11.9 %	11冊以上 … 3.6 %
3～4冊 … 19.2 %	5～6冊 … 10.9 %	7～10冊 … 1.6 %

●所沢市の図書館を利用したことはありますか

過去1年以内に利用したことがある … 45.0 %
過去1年以内に利用したことがない … 42.0 %
ない … 13.0 %

所沢市の図書館を「過去1年以内に利用したことがない」あるいは「ない」と回答した方が対象

●利用していない理由

遠い(交通が不便) … 22.4 %	本等の共用は好きでない … 5.6 %
インターネット・書店を使う … 21.7 %	自分が住んでいる地域の図書館を利用している … 2.5 %
利用する必要がない … 16.8 %	図書館があることを知らなかった … 1.9 %
開館日・開館時間が自分の都合に合わない … 13.7 %	その他 … 3.0 %
利用したい本や雑誌がない … 12.4 %	

所沢市の図書館を「過去1年以内に利用したことがある」と回答した方が対象

●利用頻度

年に数回程度 … 55.2 %	週に1～2回程度 … 4.6 %
月に1回程度 … 25.3 %	ほぼ毎日 … 0.0 %
2週間に1回程度 … 14.9 %	

●利用目的

学校の勉強のため … 34.6 %	日常生活での課題を解決するため … 3.4 %
趣味・娯楽のため … 22.3 %	社会の出来事を知るため … 2.8 %
教養を得るため … 16.8 %	特に目的はない … 1.7 %
気分転換のため … 13.4 %	その他 … 0.5 %
日常生活での実用知識を得るため … 4.5 %	

◎「本や雑誌等を1ヵ月に平均何冊くらい読みますか」について、「全く読まない」との回答が 11.9%で、前回アンケートと比較して 25.3%減っています。これは、電子書籍を読んでいる割合が 29.8%で、一般市民向けアンケート 17.6%と比べて高い数値となり、年齢が若い層に電子書籍が浸透していることが関係していると考えられます(前回アンケートでは、電子書籍の項目なし)。

また、所沢市の図書館を「過去1年以内に利用したことがある」のは、45.0%であり、「学校の勉強のため」「趣味・娯楽のため」の割合が多くなっています。一方、「過去1年以内に利用したことがない」「ない」を合わせると55.0%となり、図書館を利用していない理由として、「遠い」「インターネット・書店を使う」「利用する必要がない」が多く、一般市民向けアンケートと同じ傾向がみられます。

なお、前回アンケートと比較して、「図書館があることを知らなかった」については、7.9%減少しています。

●図書館サービスについて知っていますか

	利用している	知っているが利用したことがない	知らなかった
本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却サービス	52.9%	25.3%	21.8%
予約・リクエストサービス	36.8%	47.1%	16.1%
市内まちづくりセンター等の図書返却ポスト	35.6%	27.6%	36.8%
図書館ホームページからの蔵書検索・予約サービス	34.5%	41.4%	24.1%
相互貸借サービス	26.4%	36.8%	36.8%
レファレンスサービス	23.0%	33.3%	43.7%
インターネット閲覧端末	21.8%	60.9%	17.2%
リサイクル図書等の提供	16.1%	32.2%	51.7%
コンビニなどでの図書等取次サービス	13.8%	42.5%	43.7%
講演・講座等の催しもの	12.6%	63.2%	24.1%
コピーサービス	9.2%	52.9%	37.9%
松井小学校図書館の地域開放サービス	6.9%	23.0%	70.1%
学校連携サービス	5.7%	23.0%	71.3%
障害のある方へのサービス	3.4%	37.9%	58.6%
団体貸出サービス	3.4%	21.8%	74.7%

◎「団体貸出サービス」「学校連携サービス」「障害のある方へのサービス」への認知度が低く、「講演・講座等の催しもの」「インターネット閲覧端末」は知っていても利用していない割合が高くなっています。一般市民と同様に、認知を広げていく必要があります。

●優先的に行った方が良くと思うサービス

(1) サービス

本、雑誌、CD・DVD 等の充実 … 23.4 %	健康・医療情報の充実 … 2.6 %
中高生向け … 17.9 %	高齢者向け … 2.3 %
開館日・開館時間の拡大 … 15.7 %	講演・講座等の催しもの … 2.3 %
電子媒体を利用したサービス（電子書籍・オーディオブック等） … 10.2 %	
図書館からの情報提供 … 7.0 %	レファレンス … 2.3 %
乳幼児・児童向け … 5.7 %	外国籍の方へのサービスや多言語による図書等の提供 … 2.3 %
障害のある方向け … 3.2 %	ビジネス関係情報の充実 … 1.5 %
	その他 … 3.6 %

(2) 図書資料

新しい本や雑誌の充実 … 31.7 %	オンラインデータベースの充実 … 8.1 %
趣味・実用書の充実 … 16.5 %	児童書の充実 … 6.2 %
品切れ・絶版などの古い本の保存 … 15.4 %	新聞の充実 … 3.3 %
参考図書や郷土資料の充実 … 9.7 %	その他 … 1.0 %
CD・DVDの充実 … 8.1 %	

(3) 施設・設備

インターネットが利用できる端末や場所 (Wi-Fi) … 24.1 %	
集中して調べものができる場所 … 17.4 %	団体やグループで利用できるスペース … 3.7 %
飲食のできる場所や飲食施設 … 16.8 %	書架や設備などのわかりやすい館内表示 … 2.2 %
くつろいで閲覧できる場所 … 16.6 %	地域の情報を交換できるようなスペース … 1.6 %
持ち込みのパソコンが使える場所と電源 … 12.5 %	その他 … 0.8 %
照明・トイレ・バリアフリーなどの館内の設備 … 4.3 %	

◎サービスや図書資料については、「中高生向けのサービス」「本、雑誌、CD・DVD 等の充実」を求める声が多く、「電子媒体を利用したサービス（電子書籍・オーディオブック等）」を望む声も一般市民より多くなっています。

また、施設・設備については、「集中して調べものができる場所」を望む一方で、「飲食のできる場所や飲食施設」「くつろいで閲覧できる場所」の割合が多く、滞在型の図書館として期待されていると考えられます。

市民アンケート調査（中学生） <抜粋>

調査期間 令和5年12月1日～12月15日

調査方法 学校を通じて配布

回答数 470

●ふだん本などを何で読みますか

紙の本 … 70.0 % 電子書籍 … 25.4 % オーディオブック … 1.6 % その他 … 1.4 %

●図書館を利用したことがありますか

よく利用する … 2.8 % たまに利用する … 58.9 % 利用したことがない … 38.3 %

●利用目的

本などを読むため … 25.6 %	調べものをするため … 13.8 %
本などをかりたり、かえしたりするため … 24.5 %	「映画会」などの催しものに行くため … 0.2 %
勉強をするため … 20.6 %	その他 … 1.4 %
気分転換や暇つぶしのため … 14.0 %	

●図書館を利用しない理由

家に本がある … 18.3 %	図書館の場所を知らない … 7.4 %
本は買ってもらえる … 16.3 %	学校の図書館(室)を利用 … 6.4 %
時間がない … 16.0 %	本のかり方がわからない … 3.8 %
本を読むのが好きではない … 14.0 %	その他 … 4.8 %
図書館が遠い … 12.5 %	

◎電子書籍を読んでいる割合が 25.4%で、高校生について高い数値となり、中学生にも電子書籍が浸透していることがみてとれます。

図書館の利用の有無については、「よく利用する」「たまに利用する」をあわせて 61.7%ですが、その一方で 38.3%が「利用したことがない」と回答しています。「図書館の場所を知らない」「本のかり方がわからない」ことも結果につながっていると推察されるため、周知に努めていく必要があります。

また、「本を読むのが好きではない」が 14.0%となっており、前回アンケートより 0.7%増え、子どもの読書離れが懸念されます。

市民アンケート調査(小学生) <抜粋>

調査期間 令和5年12月1日～12月15日

調査方法 学校を通じて配布

回答数 961

●ふだん本などを何で読みますか

紙の本 … 81.9 % 電子書籍 … 13.7 % オーディオブック … 1.1 % その他 … 2.1 %

●図書館を行ったことがありますか

よく行く … 6.6 % たまに行く … 54.3 % 行かない … 39.1 %

●利用目的

本などを読むため … 31.6 %	勉強をするため … 9.2 %
本などを借りたり、返したりするため … 29.3 %	「映画会」などの催しものに行くため … 1.1 %
気分転換や時間つぶしのため … 13.8 %	その他 … 1.9 %
調べ物をするため … 12.7 %	

●図書館へ行かない理由

家に本がある … 20.6 %	図書館が遠い … 9.6 %
時間がない … 14.9 %	本をよみたくない … 6.6 %
本は買ってもらえる … 14.7 %	本のかり方がわからない … 4.4 %
学校の図書館(室)に行く … 13.3 %	その他 … 4.5 %
図書館がどこにあるのか知らない … 11.3 %	

◎図書館の利用の有無について、「よく行く」「たまに行く」をあわせて 60.9%ですが、39.1%が「行かない」と回答しています。「図書館がどこにあるのか知らない」「本のかり方がわからない」ことも結果につながっていると推察されるため、周知に努めていく必要があります。

また、「本をよみたくない」が 6.6%となっており、前回アンケートより 2.8%増え、子どもの読書離れが懸念されます。

「第3次所沢市図書館ビジョン」策定経過

■令和5年度

令和5年	6月	市民アンケート調査素案作成
	7月12日	第1回所沢市立所沢図書館協議会（協議：市民アンケート調査案の内容について）
	10月11日	第2回所沢市立所沢図書館協議会（報告：市民アンケート調査の内容について）
	11月9日～30日	市民アンケート調査（一般）
	12月1日～15日	市民アンケート調査（小学生・中学生・高校生）
令和6年	1月20日～28日	分館利用者アンケート調査
	2月1日	第3回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第3次所沢市図書館ビジョン」基本方針）
	2月3日～11日	本館利用者アンケート調査

■令和6年度

令和6年	4～7月	第3次所沢市図書館ビジョン素々案策定準備
	7月10日	第1回所沢市立所沢図書館協議会（諮問：「第3次所沢市図書館ビジョン」策定について）、新委員任命
	7月	市民アンケート調査集計結果公表
	10月3日	第2回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第3次所沢市図書館ビジョン」素案）、新委員任命
	12月1日	本館利用者懇談会開催
	11月22日～12月21日	パブリックコメント手続実施
令和7年	1月	「第3次所沢市図書館ビジョン」案作成
	2月5日	第3回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第3次所沢市図書館ビジョン」案） （答申：「第3次所沢市図書館ビジョン」について）
	3月	「第3次所沢市図書館ビジョン」策定

■令和7年度

令和7年	4月	「第3次所沢市図書館ビジョン」公表 市政情報センター、図書館本・分館、まちづくりセンター、所沢市HP、図書館HP
------	----	---

所沢市立所沢図書館協議会委員名簿

氏 名	備 考	任 期
高橋 順	所沢市立小学校長会(富岡小学校長)	令和 6.5.30～
猪口 茂	所沢市立中学校長会(柳瀬中学校長)	令和 6.5.30～
喜多濃 定人	第二なかよしこども園理事長	平成 28.9.1～
及川 道之	秋草学園短期大学名誉教授	平成 24.9.1 ～令和 6.8.31
齋藤 千里	所沢市連合婦人会／ 児童・民生委員(明峰小学校読み聞かせ ボランティア)	平成 30.9.1～
針生 清美	柳瀬小学校図書ボランティア代表 柳瀬荘黄林閣(国重要文化財)管理人	令和 2.9.1～
河本 直子	障害者ボランティア団体「デイジー所沢」	令和 2.9.1～
秋本 敏	元十文字学園女子大学 非常勤講師／ 元ふじみ野市立図書館長	平成 30.9.1～
高橋 宏司	文筆家	令和 2.9.1～
土屋 深優	秋草学園短期大学助教	令和 6.9.1～
藤本 浩志	早稲田大学人間科学学術院教授	令和 2.9.1～

第 3 次所沢市図書館ビジョン

令和 7 (2025) 年 3 月発行

編集・発行 所沢市教育委員会

所沢市立所沢図書館

〒359-0042

所沢市並木 1 丁目 13 番地

電話 04-2995-6311

FAX 04-2992-1421

E-mail b9956311@city.tokorozawa.lg.jp